

いきいきパートナーシップ しもすわ

～ともにつくる活力ある未来V～



第5次下諏訪町男女共同参画計画

平成28年度～32年度

下諏訪町



男女共同参画社会の実現をめざして ～女性の力を最大限に～

我が国では、少子高齢化や人口減少問題、社会経済情勢の悪化など、私たちを取りまく環境は日々大きく変化しています。労働力人口の減少が懸念される日本で、社会に活力をもたらすには、女性の社会進出が必要です。社会での活躍を希望する女性が「仕事と家庭の両立」を図るためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が欠かせません。

下諏訪町では、平成16年4月に「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例」を制定し、この条例の基本理念に基づいて、男女の性別にかかわらず、子どもからお年寄りまで全員参加の地域社会づくりをめざして推進しています。

平成28年度からはじまる第5次下諏訪町男女共同参画計画では、新たに「女性の社会参加の推進」と「防災分野における男女共同参画」を掲げ、男女ともに能力を發揮できる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えています。

本計画の策定にあたり、しもすわ男女共同参画推進委員会、下諏訪町男女共同参画審議会の皆様をはじめ、多くの町民の皆様から大変貴重なご意見やご提言をいただき、ご協力に心から感謝申し上げます。

この「いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来V～」は、子どもからお年寄りまで、誰もが見やすく、わかりやすい内容を心がけて策定しました。この計画に基づく施策を着実に実施し、男女がともにいきいきと暮らし、誰もが住みやすいまちづくりを進めるとともに、この計画書が地域、家庭、職場、学校などにおいて多くの皆様に活用され、その趣旨が広く浸透することを期待しております。

皆様の格別のご理解とご協力をお願いいたします。

平成28年4月

下諏訪町長 青木 悟

目 次

はじめに	1
第1章 計画策定の背景	2
1 世界の動き	2
2 日本の動き	3
3 長野県の動き	4
4 下諏訪町の動き	5
第2章 計画の基本的な考え方	6
1 基本理念	6
2 計画の基本目標	7
3 計画がめざすこれからのすがた	8
4 計画の体系	10
5 計画の内容	12
目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画意識の確立	12
目標Ⅱ 地域における男女共同参画の推進	16
目標Ⅲ 生命と性の尊重と安心して暮らせる環境の整備	21
第3章 推進に向けて	28
資料	29
下諏訪町の人口の推移・合計特殊出生率の推移	29
町民意識調査アンケート結果	30
計画づくりに携わっていただいた皆様	38

はじめに

近年、人口減少や少子高齢化など、社会情勢の変化に伴い、人々の考え方や価値観の多様化が広がりをみせ、私たちをとりまく環境が日々変化し続けています。

そういった変化に対応していくため、女性と男性は互いに人権を尊重し合い、性別に関わりなく、平等に個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現がより一層重要な課題となっています。

下諏訪町では、男女を問わず子どもからお年寄りまで全員参加による地域社会づくりを目指して、平成16(2004)年4月に「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例(以下「条例」)」を制定しました。この条例に基づいて「いきいきパートナーシップしもすわ~ともにつくる活力ある未来Ⅲ~」を策定し、さらに平成22(2010)年度に、男女共同参画社会を総合的にかつ計画的に推進を図るための行動計画「いきいきパートナーシップしもすわ~ともにつくる活力ある未来Ⅳ~」が策定され、男女共同参画社会の実現に取り組んでまいりました。

しかし、今もなお「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な分担意識によって、家事・育児・介護は女性が行い、働いて家族を養う負担というのは男性という考え方が、根強く残っています。また、人口減少により、女性と男性の人口バランスが崩れ、労働人口の減少など様々な面で悪影響を及ぼします。そのため、家庭と仕事、地域活動の両立やライフスタイルの多様化への対応など、早急に取り組んでいかなければなりません。

平成27(2015)年度で計画期間が満了となる「いきいきパートナーシップしもすわ~ともにつくる活力ある未来Ⅳ~」の取り組みや実績を継承し、最近の社会情勢や国及び県の男女共同参画行動計画等を踏まえ、平成28(2016)年4月1日から平成33(2021)年3月31日までの5か年計画として「いきいきパートナーシップしもすわ~ともにつくる活力ある未来Ⅴ~」を策定します。



第1章 計画策定の背景

1 世界の動き

(1) 国際婦人年 ～男女平等に向けた本格的な取組の開始～

昭和50(1975)年を国際連合は「国際婦人年」として提唱し、メキシコで『国際婦人年世界会議』が開かれ、「平等、発展、平和」を基本理念とするメキシコ宣言と世界行動計画が採択され、女性の地位向上のため世界規模で行動を起こすことを宣言しました。

(2) 女子差別撤廃条約 ～あらゆる分野における性による差別撤廃を求めて～

昭和54(1979)年、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択されました。この条約は、あらゆる分野における性による差別の禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、慣習や慣行等個人の意識も変革するよう求めました。

(3) ナイロビ世界会議 ～各国が取り組むべき施策の指針を採択～

昭和60(1985)年、『「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議』が開催され、2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

昭和62(1987)年には、ナイロビ将来戦略を受けた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

(4) 第4回世界女性会議 ～1996年までに各国の行動計画の策定を～

平成7(1995)年、北京で「平等、開発、平和への行動」をテーマに『第4回世界女性会議』が開催され、「北京宣言」「行動綱領」が採択されました。

(5) 女性2000年会議 ～男女共同参画は国際的流れ～

平成12(2000)年、ニューヨークで『国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」』が開催され成果文書が採択されました。

(6) 国連婦人の地位委員会「北京会議」 ～さらに女性の地位を向上するために～

平成17(2005)年「北京+10会議」、平成22(2010)年「北京+15会議」が国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求めました。

女子差別撤廃条約：正式名称「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」男女の完全な平等の達成に貢献することを目的とし、女子に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とする条約で、締約国はあらゆる分野での差別の撤廃のために適当な措置を講じるよう求められている。

(7) UN Women の発足 ～女性のリーダーシップと参画を拡大するために～

平成22(2010)年7月国連総会決議において、既存の関連4機関であるジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国連婦人調査訓練研修所(INSTRAW)を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」として新たな機関が平成23(2011)年1月に発足し、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしています。

(8) 第58回国連婦人の地位委員会 ～自然災害から学んだこと～

平成26(2014)年、第58回国連婦人の地位委員会において、わが国が防災・復興におけるジェンダー視点の重要性を強調。提案した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が採択されました。

2 日本の動き

(1) 国内行動計画の策定 ～国際婦人年の流れを受けて～

昭和50(1975)年、内閣総理大臣を本部長とする「総理府婦人問題企画推進本部」が設置され、女性にかかわる施策について総合的推進体制が整備され、昭和52(1977)年に「国内行動計画」を定めました。

(2) 女子差別撤廃条約の批准 ～男女平等の原則を具体化～

「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、男女雇用機会均等法の制定や家庭科の男女共修など国内法等の整備を進め、昭和60(1985)年、条約を批准し、昭和62(1987)年、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

(3) 2000年プランの策定 ～推進体制の整備と行動計画の策定～

平成6(1994)年、男女共同参画室、男女共同参画審議会を設置しました。

平成8(1996)年、男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」と「男女共同参画2000年プラン」を策定し、平成12(2000)年度までに男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策の基本的方向と具体的施策の内容を示しました。

(4) 男女共同参画社会基本法の策定 ～21世紀の最重要課題～

平成11(1999)年、男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画社会基本法」が公布、施行になり、平成12(2000)年、基本法に基づき「男女共同参画計画」を策定しました。平成13(2001)年、中央省庁の再編により、内閣府に「男女共同参画局」を設置し、推進体制を強化しました。

ジェンダー：社会的文化的な性のあり方を指す言葉。

女性のエンパワーメント：女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的政治的な状況を変えていく力をもつこと。

(5) 男女共同参画基本計画の策定 ～男女共同参画社会の形成についての基本理念が明らかに～

平成12(2000)年12月に男女共同参画基本法に基づき「男女共同参画計画」が閣議決定され、今後実施する施策の基本方向や具体的施策の内容を示しました。

平成17(2005)年12月に改定された第2次計画では、平成22(2010)年までに実施する具体施策を掲げ、平成22(2010)年12月に改定された第3次計画では、経済社会情勢の変化に応じて、重点分野を新設し、それぞれ「成果目標」を設定、平成27(2015)年度末までに実施する具体的な施策を掲げるとともに平成32(2020)年までを見通した長期的な政策の方向性を示しました。

また、平成27(2015)年12月に改定された第4次計画では、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37(2025)年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32(2020)年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」について決めました。

3 長野県の動き

(1) 第一次から第四次までの女性行動計画 ～20年間の活動～

昭和55(1980)年、長野県における婦人の現状と課題を明らかにし、課題解決の望ましい施策の方向を示した「長野県婦人行動計画」を策定(第1次)。その後、昭和61(1986)年には第2次、平成3(1991)年には第3次、平成8(1996)年には第4次の行動計画が策定され、それぞれ女性問題解決のため必要な施策を総合的に推進してきました。

(2) 男女共同参画計画の策定 ～パートナーシップながの21～

平成13(2001)年、“男女が共に輝くため”をテーマとした「長野県男女共同参画計画」を策定しました。平成14(2002)年「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定されたことにもない、計画の見直しを行い、改訂版を発行しました。平成18(2006)年、「性別により制約されることなく、よりのびやかに暮らせる長野県づくり」をめざして新計画を策定しました。

(3) 長野県男女共同参画条例の制定 ～長野県男女共同参画社会づくり条例の制定～

多くの県民の声を取り入れた、長野県男女共同参画社会づくり条例が、平成14(2002)年12月県議会において全員一致で可決、成立しました。

(4) 長野県男女共同参画計画の策定 ～長野県男女共同参画社会づくりを推進するために～

長野県男女共同参画社会づくりを推進するため、平成23(2011)年に第3次計画を策定し、「活力ある男女共同参画社会の実現」をテーマに具体的施策を示しました。また、平成28年度には、第4次計画がスタートし、「多様なライフスタイルが実現できる信州」を基本目標に掲げ、すべての県民が、希望する働き方や暮らし方を選択でき実現できる男女共同参画社会をめざします。

4 下諏訪町の動き

(1) 女性行動計画が必要 ～女性活動懇談会で研究～

平成4(1992)年、女性活動懇談会を設置し、女性行動計画についての研究を行い、「下諏訪町にも女性行動計画が必要である」と策定を町に要望し、平成6(1994)年、女性行動計画策定委員会を設置し、策定作業を行いました。

(2) 女性行動計画を策定 ～「ともに創る活力ある未来」をめざして～

平成8(1996)年、「下諏訪町女性行動計画」を策定し、◆よりよい男女共生社会をめざす人づくり◆男女共同に基づく家庭づくり◆女性いきいき社会参加の環境づくり◆女性の健康いきいき環境づくり◆生きがいのある福祉社会の環境づくりの5つを重点課題として施策に取り組みました。

(3) 男女共同参画計画の策定

平成12(2000)年、下諏訪町男女共同参画計画策定委員会を設置し、策定作業を行い、平成13(2001)年、「下諏訪町男女共同参画計画」を策定しました。

平成16(2004)年4月1日、「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例」が施行されたこととともない、民公協働により見直しを行い、平成16(2004)年3月、「下諏訪町男女共同参画計画改訂版」を発行しました。

平成18(2006)年4月、「第3次下諏訪町男女共同参画行動計画」を、平成23(2011)年4月には、第4次下諏訪町男女共同参画行動計画「いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来Ⅳ～」を策定し、「男女がともに心豊かにいきいき暮らせる社会づくり」をめざしました。

平成27(2015)年には、第5次下諏訪町男女共同参画計画「いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来Ⅴ～」を策定し、「笑顔がいっぱい！活気あふれる安全で安心な豊かな暮らし」をめざします。

(4) 下諏訪町男女共同参画条例の制定 ～下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例の制定～

平成15(2003)年度公募委員5人、しもすわ男女共同参画推進委員及び町の職員による男女共同参画条例策定委員会を設置。白紙の状態から、町民の皆さんとともに条例案を策定し審議会を経て、平成15(2003)年12月議会において全員一致で可決され、平成16(2004)年4月1日から施行しました。

(5) 特定事業主行動計画の策定

平成27(2015)年9月4日施行の女性活躍推進法に基づき、町では女性の活躍状況を把握・分析を踏まえ、数値目標や取組内容を含んだ女性職員の活躍のための計画「特定事業主行動計画」を策定しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

この計画では、「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例」の6つの基本理念に基づき、男女共同参画社会を実現するための環境づくりを推進していきます。

1 男女の人権の尊重

町民一人ひとりが、性別による差別をされず、個性と能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されること。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な性別役割分担等に基づいた習慣を見直し、男女が共に活躍できること。

3 家庭生活と他の活動の両立

男女が互いの協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護等家庭における責任及び役割を果たすことができるとともに、その他のあらゆる社会生活との両立ができること。

4 政策等の立案及び決定の場への共同参画

政策、方針等の立案の場、決定の場において、男女が対等に参画できること。

5 生涯にわたる心と体の健康

男女が互いの性への理解を深め、生涯にわたる性及び妊娠・出産等健康について自らの意志が尊重され、共に心身の健康が維持されること。

6 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画社会づくりには、国際社会での取組が反映されること。

2 基本目標

計画の推進にあたっては、最近の社会情勢や今までの行動計画を総括するなかで、これから下諏訪町が主体的に取り組むべき課題として、以下の3点を基本的視点と考え進めていきます。

基本目標

- I 人権の尊重と男女共同参画意識の確立
- II 地域における男女共同参画の推進
- III 生命と性の尊重と安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画社会の形成に向けて、すべての人が明るくいいきき心豊かに暮らせる社会の実現のためには、まず男女が互いにその人権を尊重し合い、性別によって生き方が規制されることのないよう、あらゆる場において平等に尊重されるための意識の確立を図るための、心や人づくりが最優先されなければなりません。

そして、家庭や地域、職場において、お互いに個性や能力が発揮され、多様な生き方を主体的に選択してみんなが積極的に参画できる社会づくりを進めていかなければなりません。そのためには、男女が協調して責任を分かち合い、いきいきと明るく豊かな暮らしの実現を目指して力を合わせていくことが大切です。



3 計画がめざすこれからのすがた

人と人の深い絆

- 固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりの考え方や意見、行動が尊重されています。
- 一人世帯やひとり親家庭を地域で支え、隣近所で声を掛け合い、協力し助け合いながら生活をしています。
- 地域の役員への女性の登用が促進されて、男性女性ともに互いの意見が反映され、誰もが明るく元気な豊かな暮らしを送っています。
- 子どもからお年寄りまで地域の行事への積極的な参加により、世代を越えてふれあい、親交や絆を深めています。
- 大人は子どもたちを優しく見守り、子育て世代を地域全体でサポート・応援する体制が整っています。



笑いの絶えない明るい家庭

- 家族一人ひとりが、互いの立場を理解し尊重し合い、思いやりの心を持ち協力し合いながら暮らしています。
- 男性も女性もともに家事・育児・介護に従事し、喜びも悲しみも分かち合っています。
- 家庭においては、未来を担う子どもに対し、基本的な生活習慣を身につけさせます。
- 家族に助けが必要な人がいたら、皆で関わりを持ち、サポートしていきます。
- 家庭とその他の活動との両立を図り、一人ひとりが社会から孤立することがなく、いきいきと暮らしています。



誰もが個性を発揮し、活躍できる職場

- 募集・採用・賃金等において、男性・女性、正規・非正規に関わらず、待遇が改善され、管理職への女性の登用が進んでいます。
- 男性も女性も対等なパートナーとして、セクハラのない職場づくりに努め、互いの個性や能力を認め合い、一人ひとりの力が発揮できる働きやすい職場環境づくりが進んでいます。
- 労働時間の見直しがされ、誰もが仕事と家庭・地域活動とのバランスが取れた生活を送ることができます。
- 育児休業や介護休業制度等への理解が深まり、男性も女性も積極的に取得しています。
- 女性が妊娠・出産を理由に、職場で嫌がらせを受けることなく、会社全体で子育て世代を支え、応援しています。
- 介護離職を減らし、社会全体で支える仕組みが整っています。



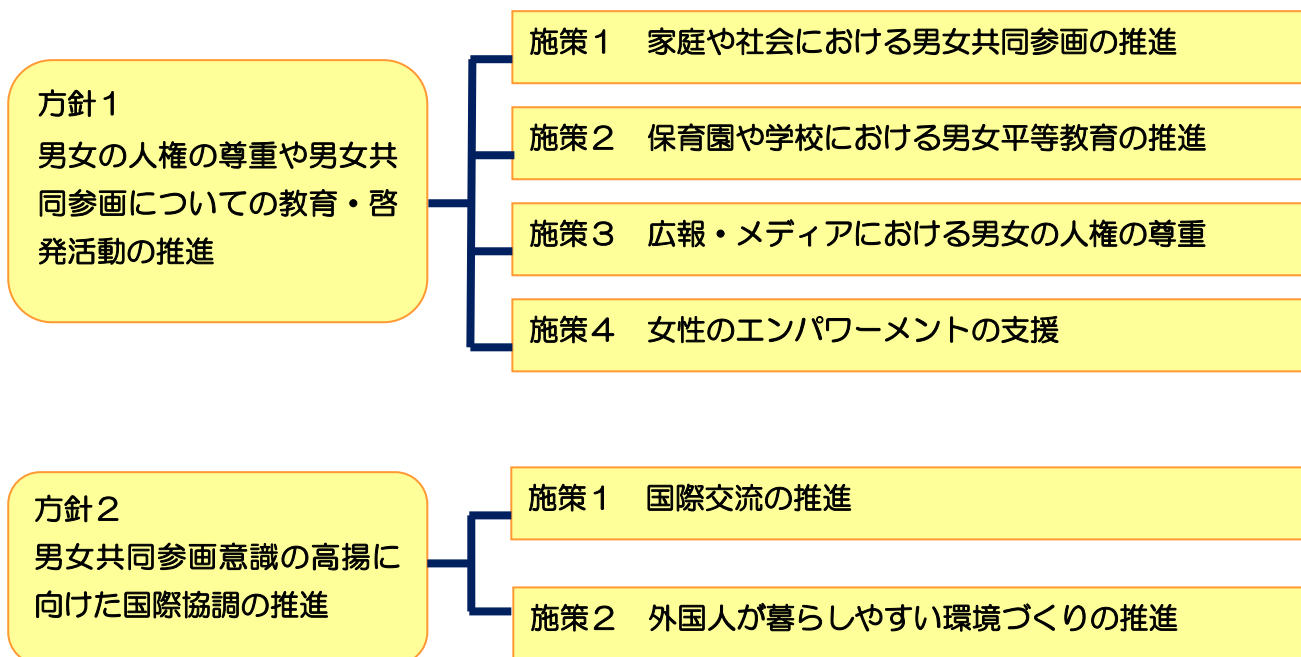
活気あふれる明るく元気いっぱいな子どもたち

- 人権や性について正しい知識を身につけ、互いに個性が尊重され、思いやりの心を持って協力し合う子どもたちがすくすく育っています。
- 基本的な生活習慣や「生きる力」を身につけた自主的で自立心のある子どもが育っています。
- 個人の能力、自主性に応じた進学・就職など進路選択がされています。
- 教職員への男女共同参画意識が確立され、ともに社会を創っていく教育をしています。

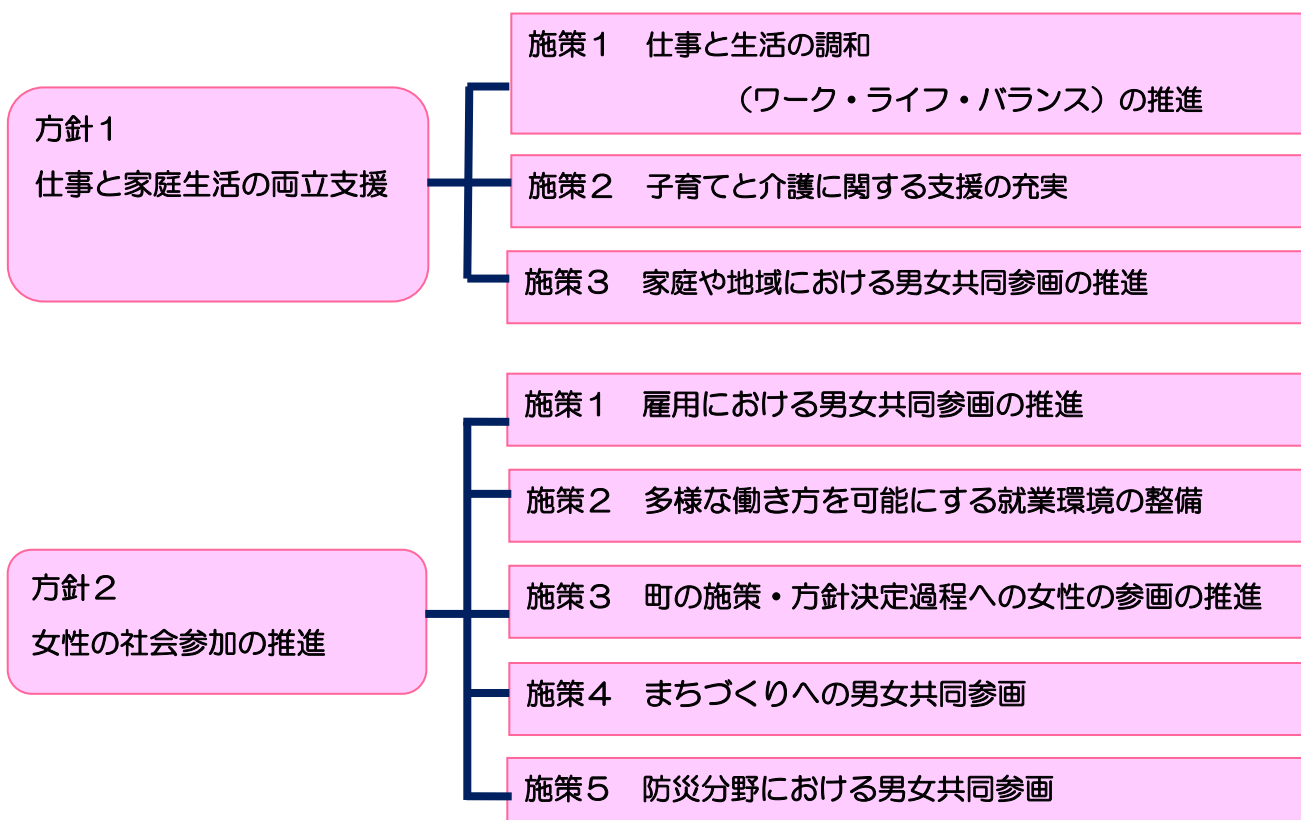


4 計画の体系

目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画意識の確立



目標Ⅱ 地域における男女共同参画の推進



目標Ⅲ 生命と性の尊重と安心して暮らせる環境の整備

方針1

男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

施策1 男女間の暴力防止に向けた取組の推進

施策2 ドメスティック・バイオレンス（DV）、
ストーカー等の犯罪被害防止策の推進

施策3 セクシュアル・ハラスメントの
被害防止対策の推進

方針2

互いの性の理解と健康な暮らし

施策1 心身ともに健康な生活の推進

施策2 互いの性の理解と尊重

施策3 困難を抱えた人の快適な生活の環境整備



目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画意識の確立

～現状と課題～

男女共同参画による調和のとれた社会の実現を図るための根底をなすものは、人権尊重の精神と男女平等観の確立についての心の育成です。

男女共同参画についての町民の意識調査（以下「アンケート」という）「各分野における男女の立場」によれば、政治や慣習においては、性別による優遇の割合が圧倒的に男性に有利だとする割合が多く、政治の場で 78.4%、また社会の慣習・しきたりにおいては、73.7%の人が男性優遇を認めています。

※資料 31 ページ参照

アンケート結果からみると、社会的には人権や男女平等についての認識が浅く、人間の尊厳を基盤とする人間性に関わる心の掘り下げにはいたっていません。男性女性に関わらず、すべての人が同じ人間であり、社会の一員であることを忘れず、人間としてのあり方や生き方を真摯に求めるための教育や学習、啓発活動をすすめることが必要です。

～方針～

- 1 男女の人権の尊重や男女共同参画についての教育・啓発活動の推進
- 2 男女共同参画意識の高揚に向けた国際協調の推進

～私の意見～

これからの世代の人たちが男女平等に協力できる生活しやすい、思いやりのある世の中になってくれることを望みます。
(60代女性)

長い年月続いてきた男女性別役割分担意識を変えなくては進まない。しかし、個々様々感じ方も違うので難しい面がある。
(60代男性)

男性だから女性だからではなく、一人の人間として扱われること、それが一番の男女平等だと思います。(20代男性)

異性を批判するのではなく、感謝できる人が増えると良いですね。(40代女性)

女性だから結婚をしたら、夫の家庭に入らなくてはいけないなど、男女差別や偏見を感じ、将来の結婚について悩むし生きにくい時代だと思う。(60代女性)

人それぞれだから「男女が共に尊重し合う」ではなく、人として尊重し合う、理解し合う関係がつけられる生活環境が大切だと思います。(30代男性)

方針1 男女の人権の尊重や男女共同参画についての教育・啓発活動の推進

施策1 家庭や社会における男女共同参画の推進

① 男女共同参画の視点に立った家庭教育への支援

教育講座の開催や宣伝広告の配布等を行い、人権問題や男女平等に関する相談体制の充実を図り情報の提供に努めます。

② 男女共同参画に関する学習機会の充実

男女共同参画社会についての理解を図るため、公民館等での各種講座や研修会等を企画し、積極的な参加を働きかける啓発活動を推進します。講座等の開催にあたっては、開催する時間帯・場所の工夫、託児の実施等を行い、多くの町民が参加しやすいよう配慮します。

施策2 保育園や学校における男女平等教育の推進

① 指導要領の充実

子どもの発達段階に合わせた適切な性教育や男女平等に関する教育を推進するとともに、自立及び望ましい勤労観、職業観を育むため、技術・家庭科教育や職場体験学習等の充実を図ります。

また、性別にとらわれず、のびのびと個々の能力を発揮できる環境をつくります。

② 教職員等の男女共同参画に関する理解の促進

学校運営全般に男女共同参画の視点が生かされるよう、教職員、保育士、保護者等に対する研修等の充実を図ります。



施策3 広報・メディアにおける男女の人権の尊重

① 広報・啓発活動及び情報発信

毎年6/23~6/29の「男女共同参画週間」に合わせて、パネル展や関連図書の紹介等、男女共同参画推進に向けた広報・啓発活動を行います。また、関連図書や行政資料等の情報を収集し、町ホームページ等の広報媒体を活用して、町民への情報提供に努めます。

② メディアにおける人権の尊重

男女共同参画の視点に立った行政刊行物の作成に向け、表現の仕方に配慮するとともに、町の員、報道機関等への周知を図ります。

③ メディア・リテラシー（情報教育）の向上

男女共同参画の視点から様々な情報を正しく読み解き、自分の生き方や社会のあり方を的確に判断することができるよう、メディア・リテラシーの向上を図ります。

メディア・リテラシー：情報メディアを批判的に読み解いて、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き活用する能力のこと。

施策4 女性のエンパワーメントの支援

① 学習機会の充実

女性問題に関する情報の提供や、男女の意識改革につながる学習研修機会を充実させ、能力や適性を一層身につけて社会参画を図ります。

② 女性の活躍の場を提供

女性の参画は、地域の女性の活発な活動によって構築されるものです。地域のネットワークを上手く活用し、実際に女性が活躍できる機会を提供します。

方針2 男女共同参画意識の高揚に向けた国際協調の推進

施策1 国際交流の推進

① 地域の国際化の推進

国際理解の推進に向け、町内在住の外国の人々と交流を広げ、外国語教室等の開催や海外研修の機会の充実等、国際理解、国際交流についての啓発活動に努めます。

② 情報提供の充実と人材育成

海外情報の提供や研修会を実施し、国際的な視野に立って活動できる人材やグループの育成に努めます。



施策2 外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

① 信頼関係の構築

国籍による差別のない男女の平等や人権の尊重、信頼や協調関係を確保するための啓発に努めます。

② 誰もが住みよいまちづくり

町の生活情報の提供や、相談窓口の充実を図る等、諸外国の人々との共生についてよりよい方策を考え、外国の人々にとっても住みよいまちづくりに努めます。



女性のエンパワーメント：女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。

●●●計画推進のために I ●●●

事業の内容	所管課
男女共同参画に関する図書・映像資料等の紹介をします。 ☆毎年、6/23～6/29の男女共同参画週間に併せて、町図書館で男女共同参画に関するパネル展、関連本の紹介を実施（総務課）	教育こども課 総務課 関係各課
男女共同参画の意識啓発を、クローズアップしもすわやパンフレット等を活用し、積極的に実施します。	教育こども課 総務課
男女平等に関する相談の体制を整えます。	総務課 関係各課
男女共同参画社会実現に向けた意見・情報交換等の場を提供します。	教育こども課 総務課
男女共同参画に関する研修への情報提供や講師紹介を行います。	教育こども課 総務課
生涯学習事業において開催する講座においては、男女共同参画の視点を取り入れて開催します。	教育こども課 関係各課
事業者に対し男女平等に関する啓発を目的としたパンフレット等の配布をするなど情報提供を行います。	産業振興課 総務課
セクシュアル・ハラスメント等暴力のない職場づくりのために、情報の提供をします。	産業振興課 総務課
クローズアップしもすわ等により、起業セミナー等の情報提供を行い、起業を望む女性及びすでに事業を起している女性の支援をします。	産業振興課 総務課
女性団体連絡会、公民館分館、PTA等による女性の人材育成を促進します。 ☆女性団体連絡会総会の開催、諏訪地方女性懇話会の開催（総務課）	関係各課
性別によらない教育や指導をさらに充実します。	教育こども課
保育士、教育員等の男女共同参画の研修を行います。	教育こども課
女性のエンパワーメントを支援します。	関係各課
男女共同参画の視点から、公共施設等の掲示物等を点検します。	関係各課
町の発行する刊行物については、男女共同参画の視点から差別的表現の内容について点検します。	全課
下諏訪町で暮らす外国人の人々が暮らしやすいように地域の人とともに暮らしやすい生活環境の整備を支援します。 家庭ごみの出し方ガイドブックの発行（英語・タガログ語・中国語・ポルトガル語）	住民環境課
人権擁護委員の男女共同参画部会において、企業への人権啓発・広報活動を推進していきます。	住民環境課
男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合、性同一性障害などを有する人々についての人権教育・啓発等を推進します。	総務課

目標Ⅱ 地域における男女共同参画の推進

～現状と課題～

社会情勢の悪化に伴い、不景気の影響から派遣切りや低賃金、失業など、雇用の問題が出てきており、地域活動に参加する意欲を持ってない人が多くいます。仕事や子育て・介護などが両立できる社会を実現するためには、働き方の見直しが必要です。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を推進することで、男性も女性も自分らしい生き方を選択できるようになります。自治会やPTAなどの地域に密着した活動においては、女性の活躍がみられる一方で、組織の長には男性が就くという事例が今なお多く見られます。町民が心豊かにいきいきと暮らせる地域社会を形成するためには、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、日常的な活動の担い手として男性の参加を促進するとともに、地域の意思決定過程への女性の参画を拡大することが必要です。



～方針～

- 1 地域活動と家庭生活の両立支援
- 2 女性の社会参加の推進

方針1 地域活動と家庭生活の両立支援

施策1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ① 「仕事と生活の調和」の普及・啓発

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の普及と啓発に努めます。

- ② 両立支援に向けた企業の取組の推進

仕事と生活の両立を支援するため、長時間労働の抑制や育児介護休業制度、年次有給休暇の取得促進、テレワーク、ディーセント・ワーク等の推進に取り組むとともに、企業のワーク・ライフ・バランス推進の取り組みを支援していきます。

施策2 子育てと介護に関する支援の充実

- ① 地域の子育て支援体制の充実

多様化する保育需要に対応したサービスの提供と子育て支援体制を充実させると共に、地域全体で子育て世代を応援します。

- ② 子育てに関する相談や情報提供の充実

子育てに関する悩みや不安を解消するため、相談窓口の設置や情報提供の充実を図り、安心して子育てができる環境を整備します。

- ③ 介護保険制度の充実

介護サービスの充実を図り、介護の負担が家族に集中しないよう、支援体制を整備します。

テレワーク：情報通信機器等を活用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

ディーセント・ワーク：働きがいのある人間らしい仕事のこと。

施策3 家庭や地域における男女共同参画の推進

① 男性の家庭生活への参画支援

男性が家庭と仕事のバランスのとれた生活を送れるよう、学習機会の充実や情報提供に努めます。

方針2 女性の社会参加の推進

施策1 雇用における男女共同参画の推進

① 労働に関する法制度の周知・徹底

男女雇用機会均等法等の履行を確保するため、国や県等関係各機関と連携して、法及び制度の周知徹底に取り組み、雇用の場の男女共同参画を推進します。

② 職場での積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

国や県等関係各機関と連携して、活動に参画する機会の男女間の格差を解消し、女性社員の労働意欲の向上や幅広い高い質の労働力確保のため、活動に参加する機会を提供します。また、個々の労働者の能力発揮を促進するため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進します。

③ 長野県「社員の子育て応援宣言」登録企業や、女性や若者を積極的に雇用し、男女が共に活躍できる職場づくりに取り組む企業を支援していきます。

施策2 多様な働き方を可能にする就業環境の整備

① パートタイム、派遣労働者等の多様な働き方への支援

国や県等関係各機関と連携し、パートタイム、派遣労働者等の多様な就業需要に対応するとともに、雇用の安定等に関して、企業に啓発を行います。

施策3 町の施策・方針決定過程への女性の参画推進

① 審議会等委員への女性の参画を促進

審議会等委員への積極的な参画を促進するため、女性の登用を推進します。

② 女性職員の登用・職域拡大の推進

女性が能力を発揮できるよう、女性職員の登用、職域拡大を推進します。

③ 多様な段階での町民意見の募集・聴取の推進

町民と行政が一体となってまちづくりを進められるよう、参画機会の拡充を行います。

④ 透明性の確保

様々な情報を積極的に公開し、分かりやすい情報の受発信に努めます。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：

様々な分野において、男女間の格差を是正するため、一方の性に対して一定の範囲で特別な機会を提供する事などにより、実質的な機会均等の実現を目的として講じる暫定的な措置。

長野県「社員の子育て応援宣言」：20 ページ下欄参照

施策4 まちづくりへの男女共同参画

① 地域における男女共同参画の推進

男性の地域活動への参画や女性の地域における意思決定の場への参画を促進し、男女がバランスよく活動できるように働きかけます。

② NPO活動やボランティア活動の支援

町民と行政が協働してまちづくりを進めていくことをめざして、協働とは何かを知ってもらい、多くの方々により良いまちづくりに参加していただけるよう、啓発に努めます。



施策5 防災分野における男女共同参画

① 男女共同参画の視点を反映した計画づくり

「下諏訪町地域防災計画」の作成や修正する際には、男女共同参画の視点を反映します。

② 女性の意見を反映した運営体制

災害時には、女性の視点も重要となるため、意思決定の場への女性の参画を促進します。また、女性や高齢者、子育て家庭等のニーズに配慮した避難所運営体制に努めます。

③ 体験型の学習機会の充実

男女共同参画の視点からの対応について、住民の参加型・体験型の学習機会の場を提供します。

④ 女性リーダーの育成

自主防災組織における女性の参画を促進し、女性リーダーの育成を図ります。

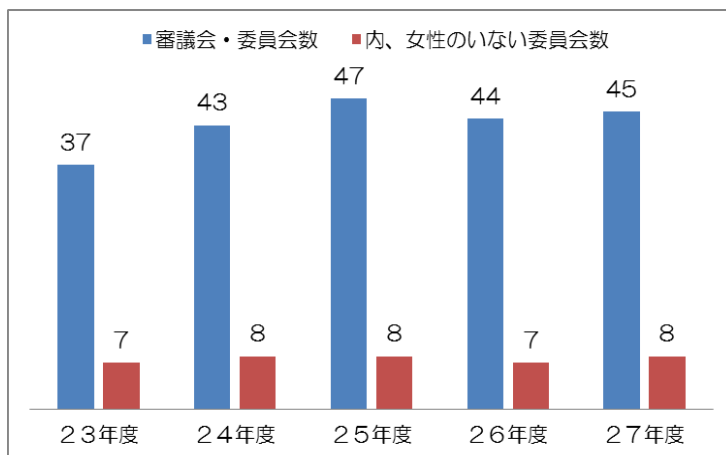
●●●計画推進のためにII●●●

事業の内容	所管課
男女共同参画推進学習や男性が参加しやすい講座の時間・内容を企画し、参加を促進します。 ☆長野県との共催による下諏訪町男女共同参画セミナーの開催（総務課）	教育こども課 健康福祉課 総務課
下諏訪町児童育成計画・下諏訪町子ども・子育て支援事業計画を実践し、子育て支援の充実を図ります。 ☆子育てに関する悩みや不安を解消するための育児相談の開催 乳幼児の健やかな成長、発達を確認するための乳幼児検診の実施 離乳食の量や形態が学べる離乳食教室の開催 育児と仕事の両立を支援するための体調不良児一時預かりの実施（健康福祉課）	教育こども課 健康福祉課
長野県「社員の子育て応援宣言」登録企業や、女性や若者を積極的に雇用し、男女が共に活躍できる職場づくりに取り組む企業を支援していきます。	産業振興課 健康福祉課

<p>クローズアップしやす等により、女性の就業、継続就業、再就職のための情報を提供します。</p> <p>事業所における短期間勤務やSOHO（Small Office Home Office）等の多様な働き方に関する情報を提供します。</p> <p>※SOHOとは： パソコンなどの情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独自 自営型の就労形態のこと。</p>	産業振興課 総務課
<p>育児・介護休業制度活用のための情報提供を実施します。</p> <p>☆母子手帳の交付時に、働きながら安心して妊娠・出産するための支援制度の情報提供を実施（健康福祉課）</p>	産業振興課 教育こども課 健康福祉課 総務課
<p>長時間保育・未満児保育・土曜保育・一時保育・児童健全育成事業等、多様な子育て支援の充実を図り、その家族に対する支援をします。</p> <p>☆ブックスタート事業、ファミリーサポート事業、子ども人権ネットワーク事業</p>	教育こども課
<p>町職員に対して、男女共同参画推進及び施策への理解を深めるための研修を行います。</p> <p>☆セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりのために、職員に向けた研修実施</p>	総務課
<p>審議会等委員に対し、男女共同参画に関する情報提供を行います。</p>	各審議会等所管課
<p>平成 32(2020)年までに、町の審議会等の女性委員の参画比率 35%をめざします。</p>	各審議会等所管課
<p>女性委員ゼロの審議会等をできる限りなくします。</p> <p>☆町の審議会・委員会等における男女共同参画状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）</p> <p style="text-align: center;">審議会・委員会等数 45 内、女性のいる委員会等 37</p>	各審議会等所管課
<p>町内会等地域における男女の役員比率の把握に努めます。</p>	総務課
<p>各所管課における男女共同参画施策をチェックします。</p>	全課
<p>町の男女共同参画の推進状況について、毎年報告書を作成し公表します、</p>	総務課
<p>施策の実効性を高めるために、男女共同参画推進を阻害する要因について調査・研究します。</p>	全課
<p>町のあらゆる計画は男女共同参画の視点を導入して策定します。</p>	全課
<p>各課に下諏訪町役場男女共同参画推進会議委員を任命します。</p>	総務課
<p>男女共同参画に関する条例、行動計画、施策等の普及啓発に努めます。</p>	総務課
<p>女性でも参加しやすい防災訓練を実施します。</p>	総務課
<p>地域自主防災組織での女性委員の参画を推進し、女性の視点を入れるよう働きかけます。</p>	総務課
<p>発災時避難所の役員に男女両方を配置し、男女両方のニーズに沿った運営を行います。</p>	総務課

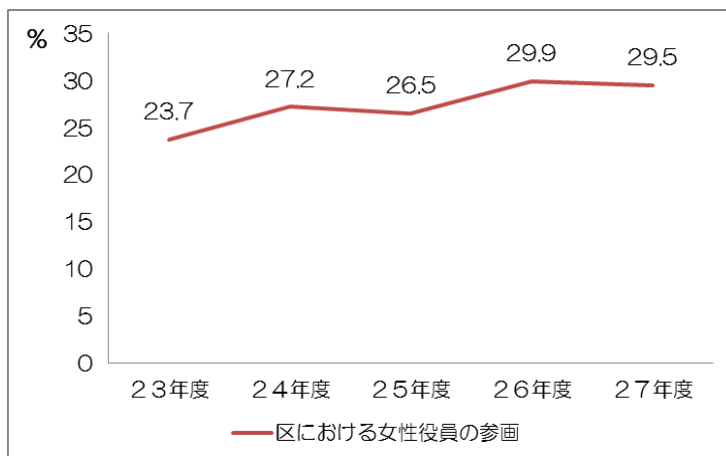
●町の審議会・委員会等における女性委員の参画状況（平成23年度～27年度）

町の審議会・委員会等における男女共同参画の状況では、毎年度約7割の審議会・委員会に女性が参画しています。



●区における女性役員の登用状況（平成23年度～27年度）

区における女性役員の登用状況については、過去5年間で比較すると、平成27年度には約6%上昇しています。



長野県「社員の子育て応援宣言！」とは？

「社員の子育て応援宣言！」は、企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と子育ての両立ができるような「働きやすい職場環境づくり」の取組みを宣言してもらう制度のことです。

下諏訪町における「社員の子育て応援宣言」登録企業数は、平成28年1月現在 **8事業所** となっています。



～取組宣言の内容～

- ①施設内託児所を継続して運営し、職員の仕事と子育ての両立を積極的に支援します。
- ②子どもを持つ従業員の学校行事への積極的な参加を推奨します。
- ③出産、子育てのために退社した社員の再雇用を推進します。
- ④父親が育児に参加できるように、毎週水曜日を「ノー残業デー」とします。
- ⑤年次有給休暇の取得率は80%を目標に実施しています。

目標Ⅲ 生命と性の尊重と安心して暮らせる環境の整備

～現状と課題～

近年、配偶者暴力や子どもの虐待など、性別に関わらず、人権を侵害する行為が後を絶ちません。大人でも子どもでも、誰もが被害者になりうる時代です。暴力行為が犯罪であることをしっかりと認識してもらうため、暴力の防止について啓発活動を行い、各関係機関と連携して被害者支援に取り組む必要があります。

また、精神的にも肉体的にも健康であることが何よりも重要な条件であり、男女問わず誰もが望むことです。日頃から健康を意識し、正しい知識を身につけて、食事に気をつけたり、体力づくりに励むなど「自らの健康は自らで守る」という自覚をもとに、健康づくりに積極的に取り組むことが大切です。とくに、女性は妊娠・出産の可能性があり、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性の健康は次代を担う子孫のためにかげがえのないものですが、過度なダイエット・食事制限、スタイル重視のファッション、喫煙、飲酒など母体の健康を損なう危険性もあります。男女がそれぞれの健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育や保健指導などの取り組みを支援していきます。

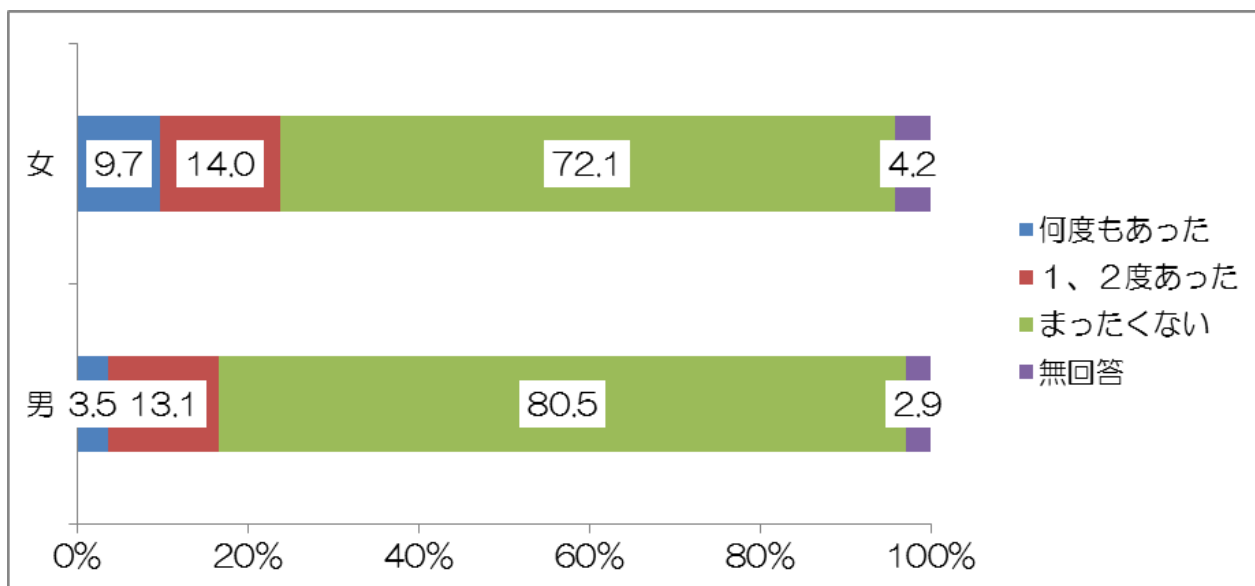
～方針～

- 1 男女間のあらゆる犯罪の根絶に向けた取組の推進
- 2 互いの性の理解と健康な暮らし



■配偶者からの暴力による被害経験（国）

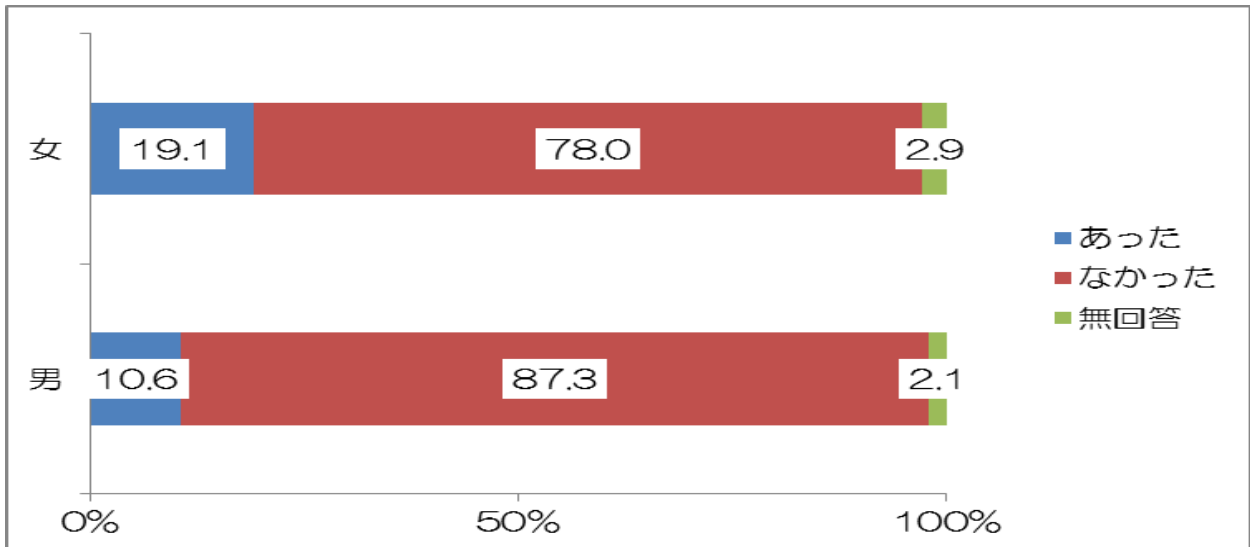
平成 26 年度に実施した内閣府の調査によると、配偶者からの暴力被害は女性 23.7%、男性 16.6% の人が経験しています。



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（H26）

■交際相手からの被害経験（国）

交際相手からの被害経験は、女性は約 5 人に 1 人、男性では 10 人に 1 人が経験しています。

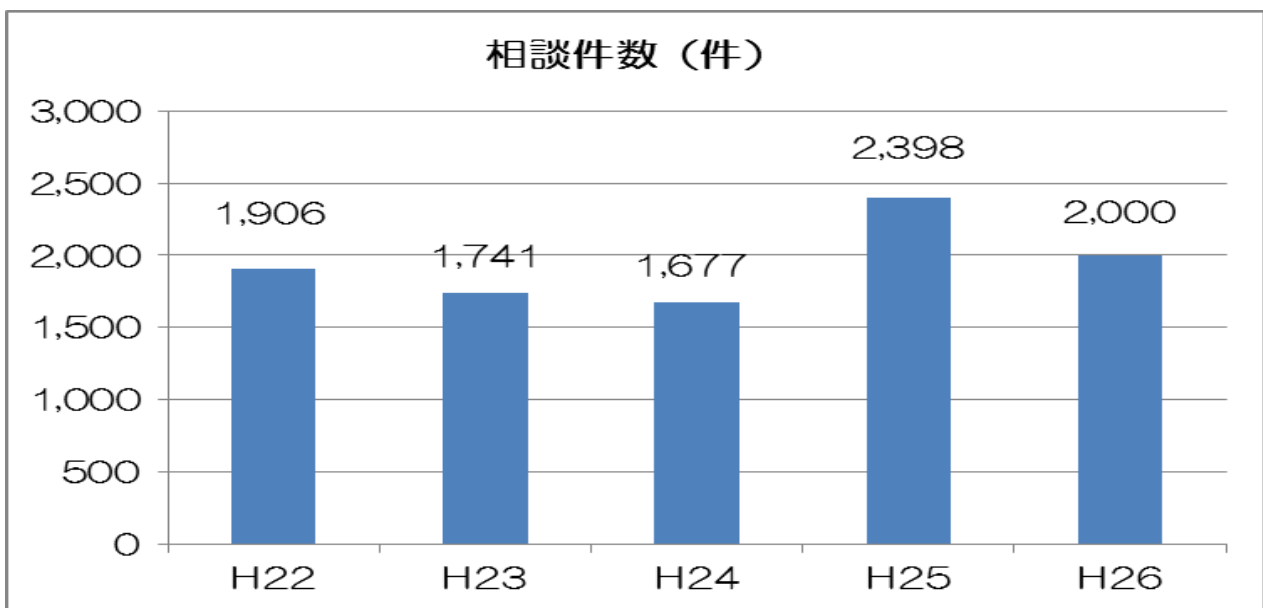


資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（H26）

■女性相談センター等(*)が受け付けたDV相談件数（県）

平成 26 年度の長野県の調査によるとDV相談件数は 2,000 件となり、過去最高の相談件数となった平成 25 年度と比較して 16.6%減少しました。

(*)女性相談センターを含む配偶者暴力相談支援センター（3 所）、県保健福祉事務所（10 所）、女性相談員が配置されている市福祉事務所（9 市）。



資料：長野県子ども・家庭課による調査（H26）

方針1 男女間におけるあらゆる犯罪の根絶に向けた取組の推進

施策1 男女間の暴力防止に向けた取組の推進

① 暴力についての実態把握

男女間における暴力被害の実態を把握し、関係機関との連携により相談体制の充実を図ります。

② 暴力防止に向けた啓発の推進

ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント等について、重大な人権侵害であるという認識を深め、その発生の防止や早期発見に向けて、効果的な取組を促進します。

③ 安心して暮らせるまちづくり

町民一人ひとりが安全で安心な暮らしを送ることができるよう、地域の安全を守るための取組を促進します。

施策2 ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー等の犯罪被害防止策の推進

① 防止に向けた啓発活動の推進

配偶者や交際相手による暴力が重大な人権侵害であることについての社会認識を深め、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発活動を行います。

② 被害者支援

関係機関との連携を図り、ドメスティック・バイオレンス（DV）・デートDV等による被害者のための相談窓口の設置や相談体制の充実、被害者保護等の取組に努めます。

施策3 セクシュアル・ハラスメントの被害防止対策の推進

① 防止に向けた対策づくり

職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、事業者に対策の徹底を働きかけるとともに、町においても率先した取組を推進し、教育の場や地域活動においても効果的な防止対策を講じます。



DVってなんだろう・・・？

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、

配偶者や恋人など親密な関係にある男女間における暴力で、身体的、精神的、経済的、性的暴力のことをいいます。今やDVは大人だけの問題ではなく、10代や20代の若い世代でも起こっています。これを「デートDV」といいます。相手を様々な暴力で支配・コントロールしようとする行為です。

*身体的暴力

- ・殴る ・蹴る ・突き飛ばす
- ・首を絞める ・物で殴る
- ・髪の毛を引っ張る
- ・物を投げつける など

*精神的暴力

- ・束縛をする ・奴隷扱いをする
- ・行動をチェックする
- ・「お前はバカだ」「デブ」とののしる など

日常茶飯事に起きている！

*性的暴力

- ・避妊に協力しない ・強姦
- ・ストーカー行為 ・援助交際
- ・痴漢 ・ポルノ など

*経済的暴力

- ・生活費を渡さない
- ・外で働く事を妨害する
- ・借金を負わせる など

別れ方がギクシャクすると・・・

リベンジ・ポルノ（復讐ポルノ）に発展する恐れがあります。



リベンジ・ポルノ（復讐ポルノ）とは？

離婚した元配偶者・別れた元恋人の裸や下着の写真、動画をインターネット上に流出させ、不特定多数に共有する嫌がらせ行為のことです。愛していたからこそ、別れた途端に腹いせや恨みが原因となって起きています。被害者にならないためには、どんなに好きな相手であっても、写真や動画を撮らせないようにしましょう。

これらすべての暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません！！

DVの被害者・加害者にならないためにも、相手を思いやり、互いに対等なパートナーとして認め合い、尊重し合いましょう。

方針2 互いの性の理解と健康な暮らし

施策1 心身ともに健康な生活の推進

① 自らの健康づくりの支援

生涯にわたって、自分の健康を適性に管理・改善するための学習機会の充実や情報の提供に努めます。

② 母子保健対策の充実

女性が安心して妊娠・出産期を過ごせるよう健康診断、相談、指導体制等の充実を図ります。

③ 健康被害についての対策の推進

喫煙や飲酒、覚醒剤等の健康に害を及ぼす影響について、情報提供を行うとともに、自己健康管理の指導と啓発を図ります。



施策2 互いの性の理解と尊重

① リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する知識の浸透を図るための啓発を行います。

② 性に関する教育の充実

自分の心身を大切にするとともに、相手の心身の健康についても思いやりの心を持てるよう、発達段階に応じて性に関する教育を実施し、理解を深めます。

③ 性に関する相談機会や情報の提供

性感染症や HIV 感染症の危険性とその予防策についての教育を推進し、正しい知識の普及や相談体制の充実を図ります。

施策3 困難を抱えた人の快適な生活の環境整備

① 困難を抱えた人の自立等の支援策の充実

ひとり親家庭や障がいのある方に対する生活の安定と自立の促進を図るため、相談窓口を設置し、生活や就労に関する相談を実施します。

② 地域社会における交流支援

高齢者の充実した生活を実現するための生きがい対策として、地域での交流活動や趣味、スポーツ等、学習機会の促進に努めます。

③ 介護サービスの充実

充実した介護基盤の整備を進めるため、施設福祉サービスの充実や介護職の人材育成と確保、相談体制の整備に努めます。

④ 人にやさしいまちづくりの推進

公共施設や公共交通機関等におけるバリアフリーを推進し、すべての人が安心して生活できるまちづくりを進めます。

⑤ 正しい知識の普及

性的志向や性同一性障害に対する偏見や差別を解消するために、広報・啓発を行います。

～相談窓口～

■ 下諏訪町役場

☎0266 (27) 1111

■ 長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”

☎0266 (22) 8822

■ 長野県女性相談センター

☎026 (235) 5710

■ 諏訪保健福祉事務所

☎0266 (57) 2911

■ 児童虐待・DV24時間ホットライン

☎026 (219) 2413

■ 長野県警察本部警察安全相談室

☎026 (233) 9110

ドメスティック・バイオレンス
(DV) 等の問題は、ひとりで悩
まずご相談ください。



リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。その中心課題は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つことなどであり、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が広く議論されている。

●●●計画推進のためにⅢ●●●

事業の内容	所管課
男女平等や性と生殖に関する健康と権利の問題に関する情報や学習の場の提供を行います。	健康福祉課 総務課
民間シェルターの設立・運営に関する情報の提供等支援をします。 ※民間シェルターとは：ドメスティック・バイオレンス（DV）被害女性が加害者から逃れるための緊急一時的な保護施設（シェルター）のこと	教育こども課 総務課
保育園、学校、警察等関係者との連携を強化し虐待等の防止に努めます。 しもすわ子ども権ネットワーク会議の開催、しもすわっ子応援事業連携会議の開催（教育こども課、健康福祉課）	教育こども課 健康福祉課 総務課
ドメスティック・バイオレンス（DV）等人権侵害を防止するための相談や、学習の機会を提供します。	教育こども課 健康福祉課 総務課
あらゆる町民活動グループが男女共同参画を念頭に活動できるよう、学習機会等の提供を行います。	産業振興課 総務課
男女共同参画の視点から、次世代を担う若者を支援します。	関係各課
男女共同参画社会づくりをめざして活動する団体等へ、学習の場の提供や情報・意見交換会の場の提供等支援を行います。	教育こども課 健康福祉課
子育てサークル等の活動を支援します。	教育こども課 健康福祉課
高齢者、障がい者、ひとり親家庭等が、社会参画できるよう情報の提供や活動の場の提供をし、活動を支援します。	教育こども課 総務課
介護、介助についての情報を提供し、介護をする人も受ける人も、ともに社会参画できるよう支援します。	健康福祉課
飲酒・喫煙、覚醒剤等の健康に害を及ぼす影響について情報提供を行うとともに、自分の健康を適性に管理・改善するための学習機会の充実、指導、啓発に努めます。 ☆保健師による小学校での禁煙授業の実施	健康福祉課
女性が安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう、健康診断、相談、指導体制の充実を図ります。 ☆妊婦の健康管理の充実と経済的負担軽減のための「妊婦一般健康診査受診券」の交付 不妊、不育治療を行っている夫婦へ治療に要した費用の一部助成 町に婚姻届を提出された夫婦への任意風しん予防接種券の交付 妊婦とその夫を対象に、妊娠中の健康管理や育児について学ぶ講座の開催（ハッピーマタニティー教室） 妊娠中に相談を希望される方への家庭訪問(妊婦訪問) 保健師・助産師が赤ちゃんの体重測定や育児相談を家庭訪問にて実施(新生児訪問)	健康福祉課
各区、各種団体の代表者等による「しもすわ男女共同参画推進委員会」を設置します。	総務課
しもすわ男女共同参画推進委員会は、目的を同じくする団体等と協働し、積極的に研修、啓発等を推進します。	推進委員会

第3章 推進に向けて

1 推進体制の整備・充実

■しもすわ男女共同参画推進委員会の役割について

この計画に基づいた各種施策を総合的・計画的に推進するため、町民の代表者による「しもすわ男女共同参画推進委員会（しもすわ男女共同参画推進委員会要綱第1条に規定）」を設置します。委員会は各種団体等と協働して、積極的に研修、啓発、推進を行います。また、男女共同参画に関する調査研究をし、必要に応じて町長に意見・提案します。

■下諏訪町男女共同参画審議会の取組について

下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例第18条に規定する「下諏訪町男女共同参画審議会」を町長の諮問機関として設置し、審議会は町長の諮問に応じて調査・審議します。また、施策の基本的事項及び重要事項について、町長に意見を述べます。

■下諏訪町役場男女共同参画推進会議による総合的な調整

町における男女共同参画の促進に関する施策を、総合的かつ効果的に推進するため、各課の職員を委員とする「下諏訪町役場男女共同参画推進会議」を設置して、連携して取り組みます。

■国や県等関係機関との連携・協力

各関係機関と連携・協力し、情報共有を促進することで、男女共同参画社会の実現に一層取り組みます。

2 町全体で男女共同参画の推進するために

町民に対して男女共同参画に関する意識調査を実施し、実態の把握に努め、町民の意見・要望を施策に反映します。

3 男女共同参画に関する情報提供

町民や事業者が男女共同参画推進に対する理解を深め、実践的に取り組むことができるよう、町の取組状況をホームページ等の情報発信媒体を活用して、情報提供の充実を図ります。

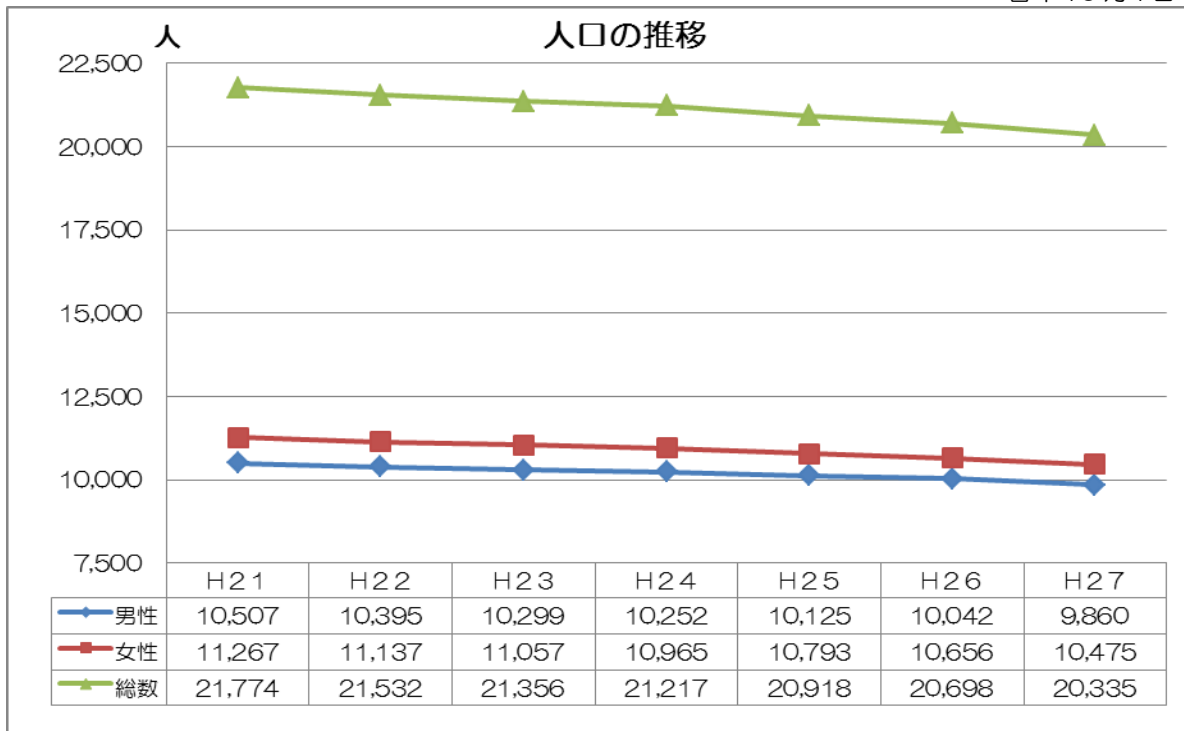
4 民公協働による男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現には、行政・町民・事業者・教育関係者との連携が必要不可欠です。そのため、町は町民団体等が行う男女共同参画に関する活動を支援するとともに、各種施策を進める際にも、町民、町民団体及び事業者、教育関係者の皆様と協働して、事業を実施していきます。



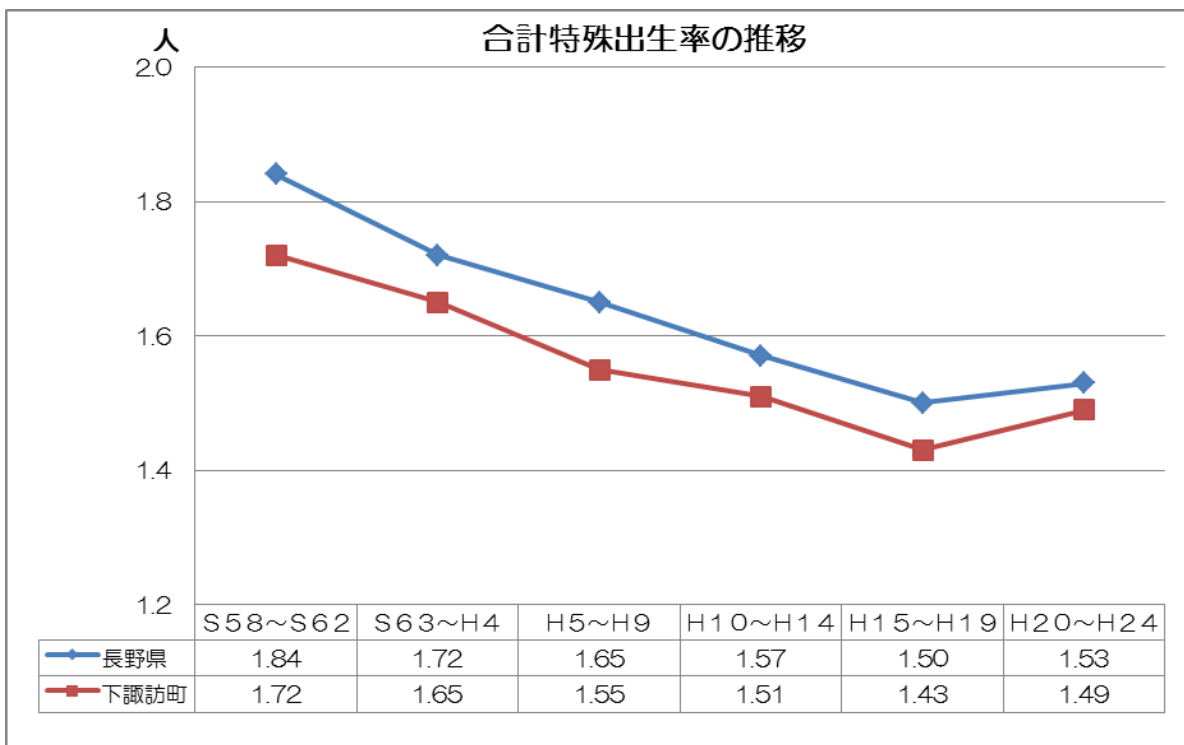
●下諏訪町の人口の推移

各年 10月1日



●合計特殊出生率の推移

町の合計特殊出生率の推移については、平成15年～平成19年まで減少していましたが、平成20年～平成24年においては増加しています。



資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

合計特殊出生率：合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性が一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

～ 町民意識調査アンケート結果 ～

平成 26 年 12 月実施

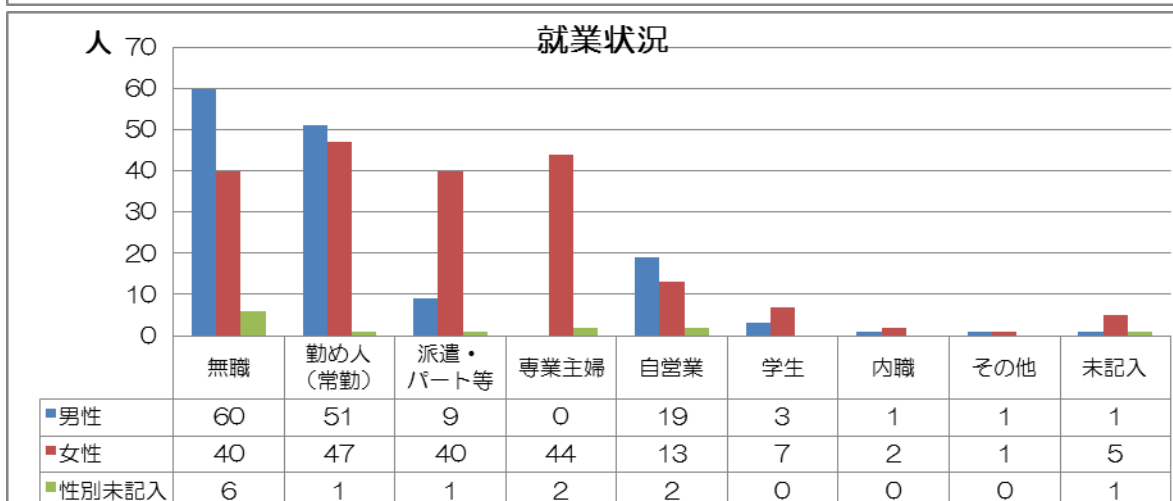
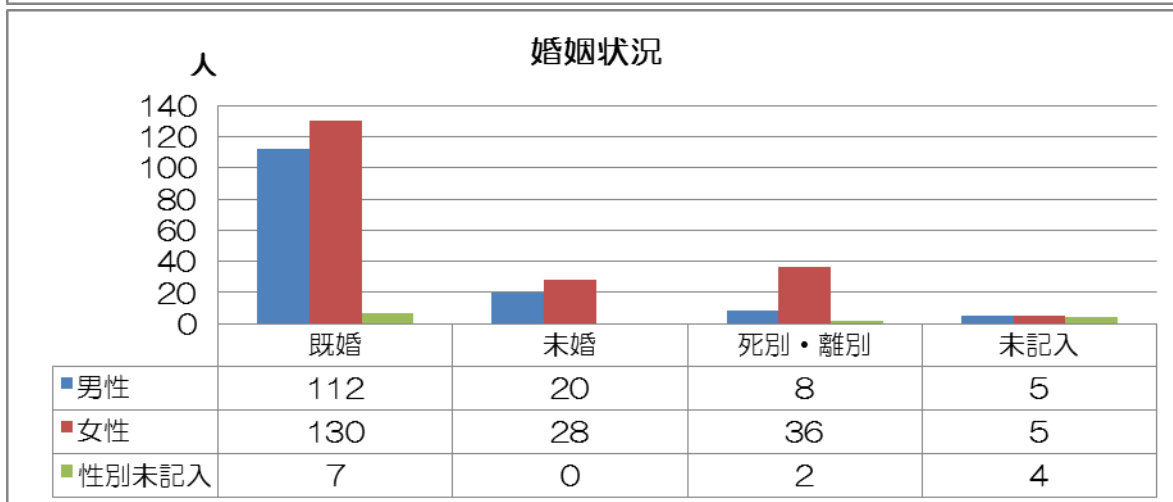
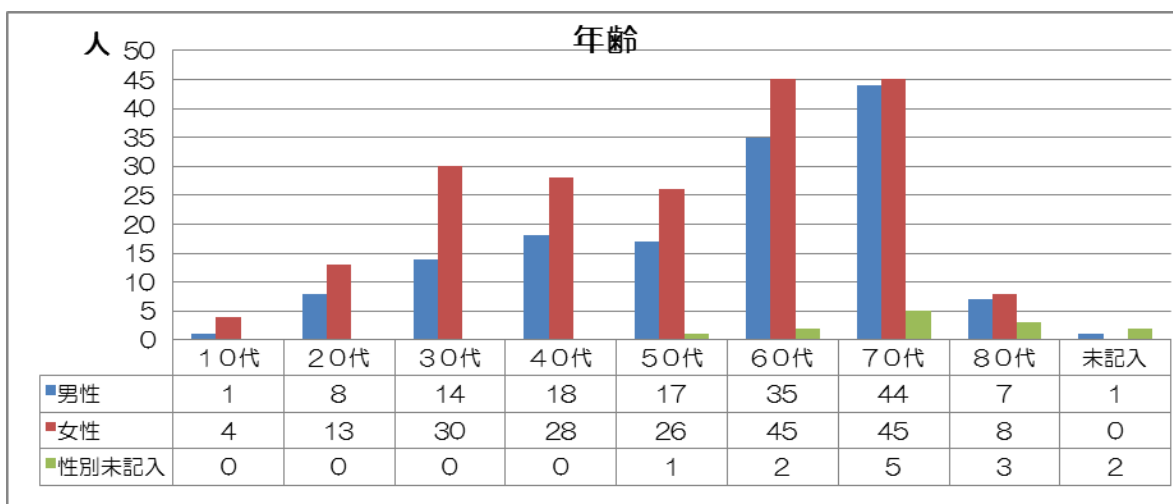
全町民から 1,000 人を無作為抽出

回答者数 357 人 回答率 35.7%

(内訳：男性 145 人 女性 199 人 未記入 13 人)



●あなたのことについてお尋ねします。

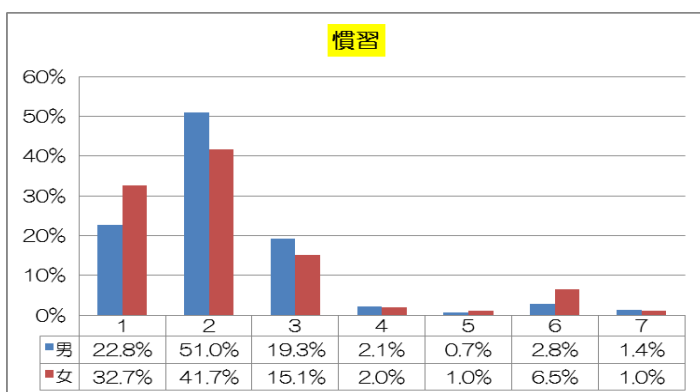
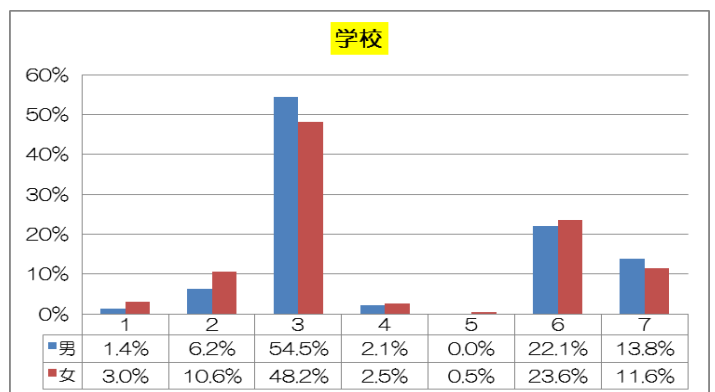
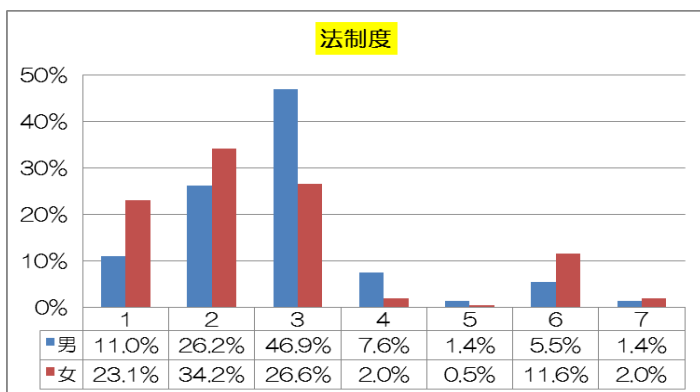
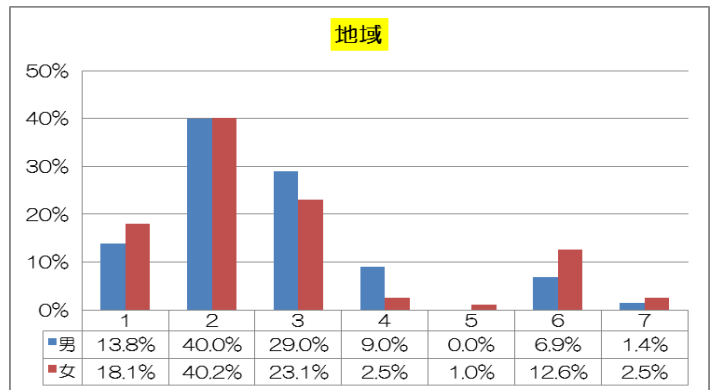
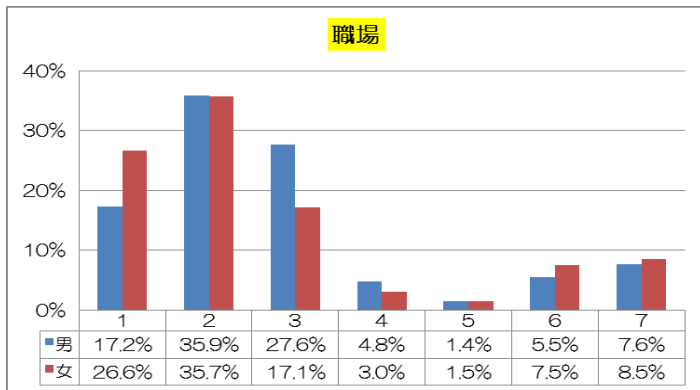
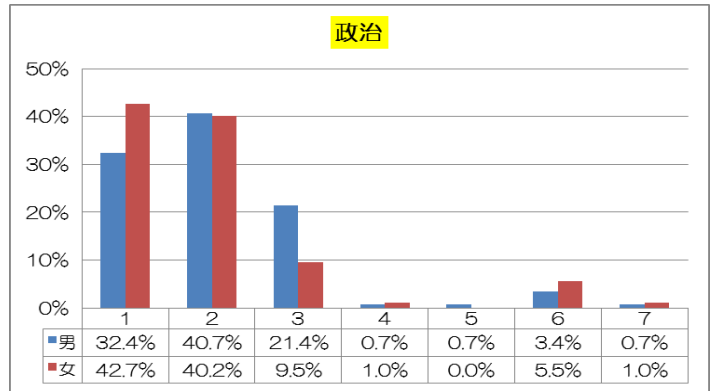
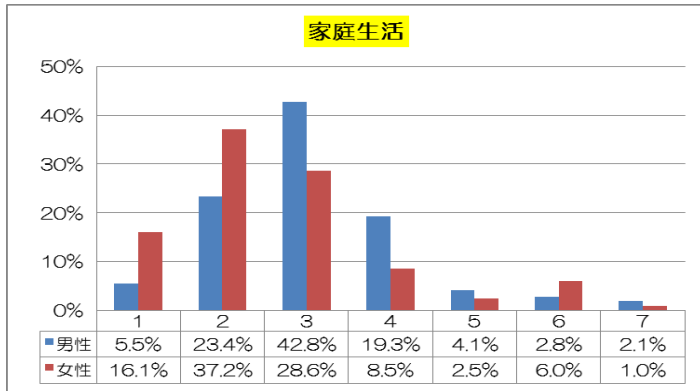


●あなたは男女の立場についてどのように感じていますか？

※H26 項目追加

- | | | | |
|---------|----------|-------|----------|
| 1 男性が優遇 | 2 やや男性優遇 | 3 平等 | 4 やや女性優遇 |
| 5 女性が優遇 | 6 わからない | 7 未記入 | |

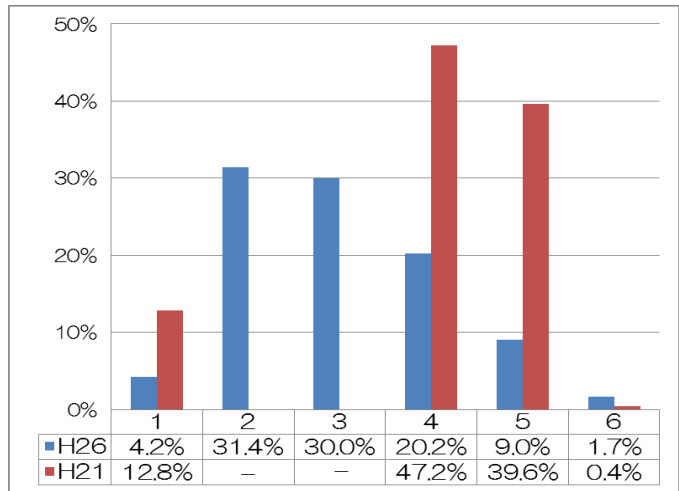
平成 21 年に町が実施した町民意識調査では、「慣習」「政治」において、男性の方が優遇されている（「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を含む）と考える町民の割合が6割を超えていましたが、平成 26 年度調査においては、7割を超える結果となりました。



●「男は仕事・女は家庭」という性別によって役割を固定する考えについて、あなたはどのように思いますか？

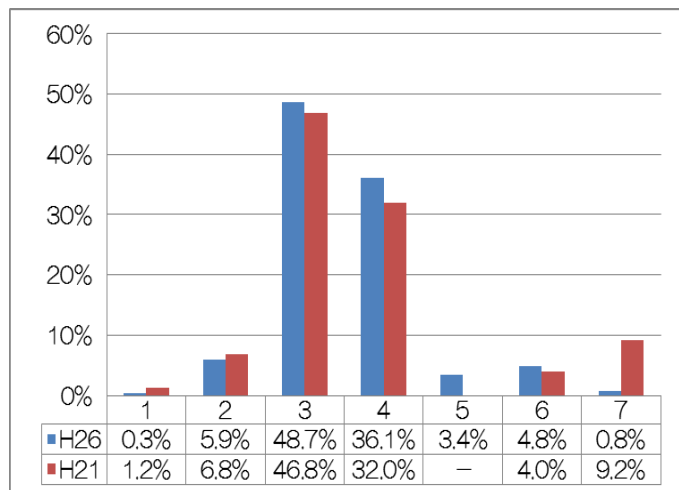
- 1 賛成
- 2 どちらかといえば賛成
- 3 どちらかといえば反対
- 4 反対
- 5 わからない
- 6 その他

賛成（「どちらかといえば賛成」を含む）と考える市民の割合は全体の35.6%で、反対（「どちらかといえば反対」を含む）は50.2%でした。



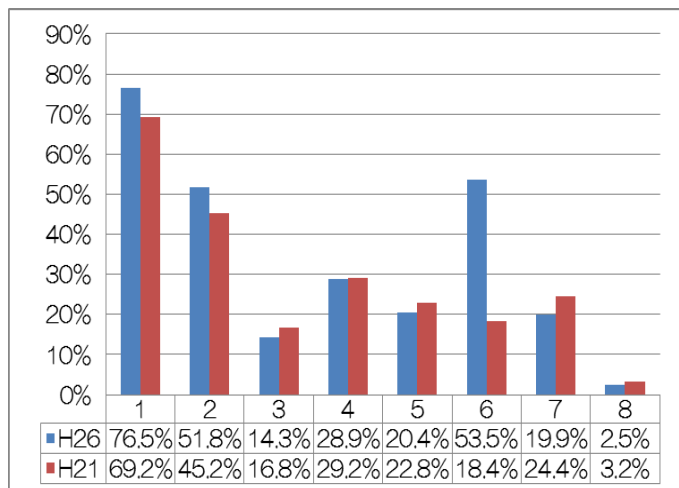
●女性が仕事を持つことについて、どのようにお考えですか？

- 1 仕事を持たない方がよい
- 2 結婚・出産までは仕事を持つことがよい
- 3 子どもができれば仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つことがよい
- 4 仕事持ち、結婚、出産後も仕事を続けることがよい
- 5 わからない
- 6 その他



●女性が働き続けるのに、妨げとなっていることはどんなことだと思いますか？
（複数回答）

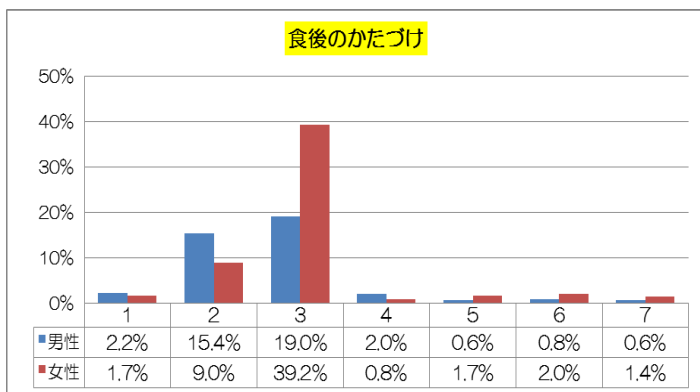
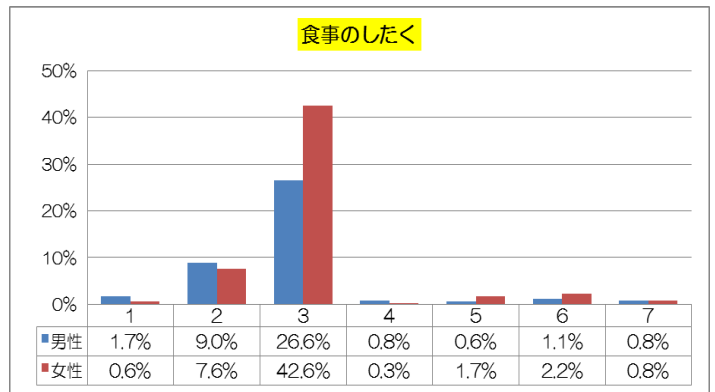
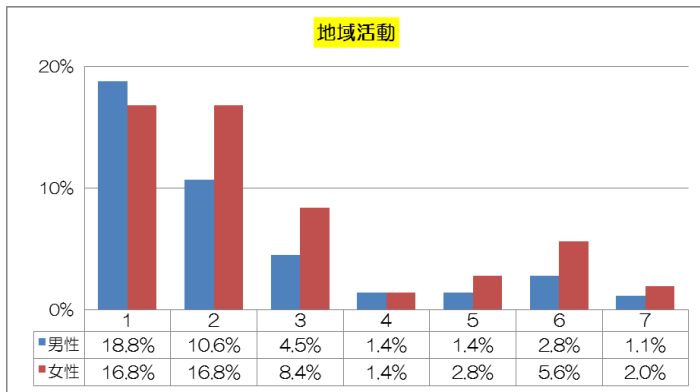
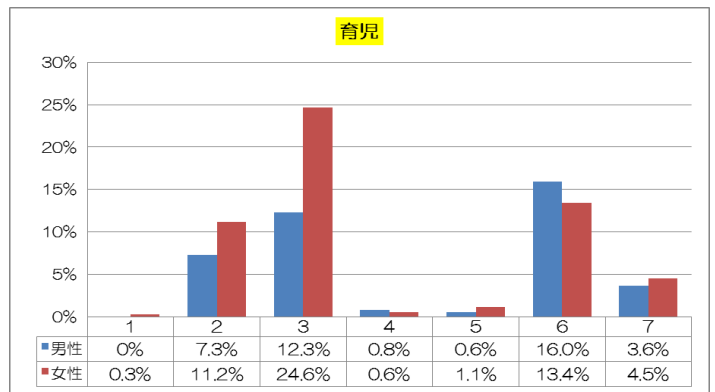
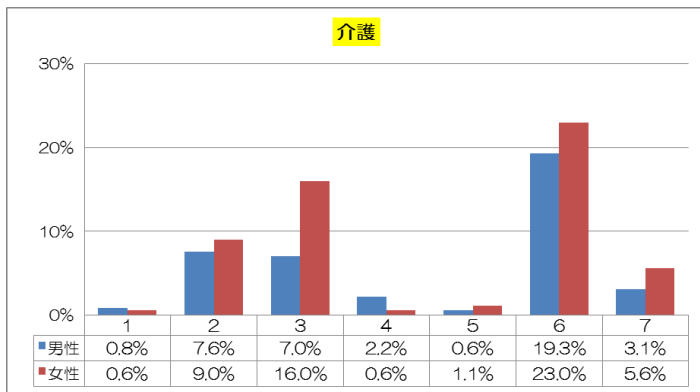
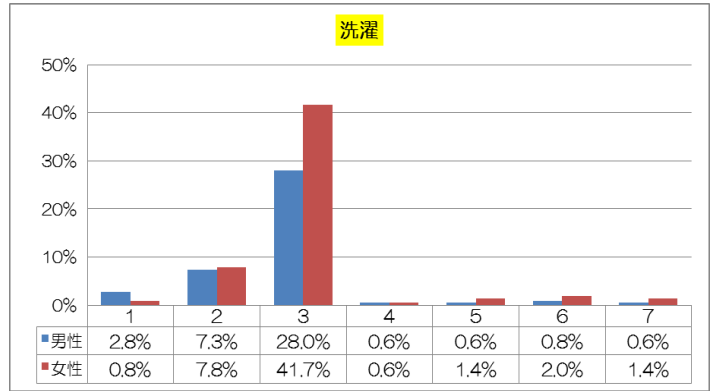
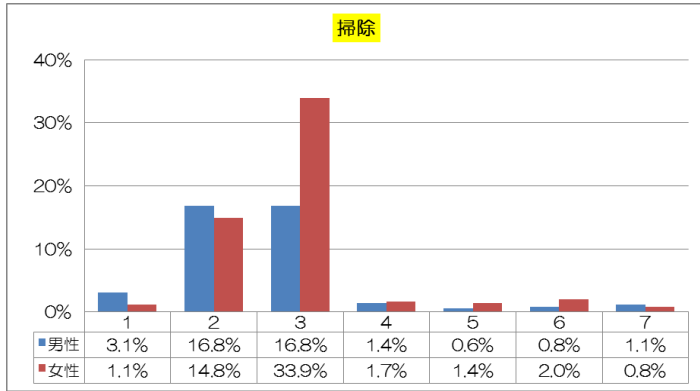
- 1 育児
- 2 高齢者・病人等の介護
- 3 子どもの教育
- 4 家事
- 5 家族の協力が得られない
- 6 柔軟な勤務態勢が取れない
- 7 結婚・出産退職の慣行がある



●あなたのご家庭では家事等の分担をどのようにされていますか？

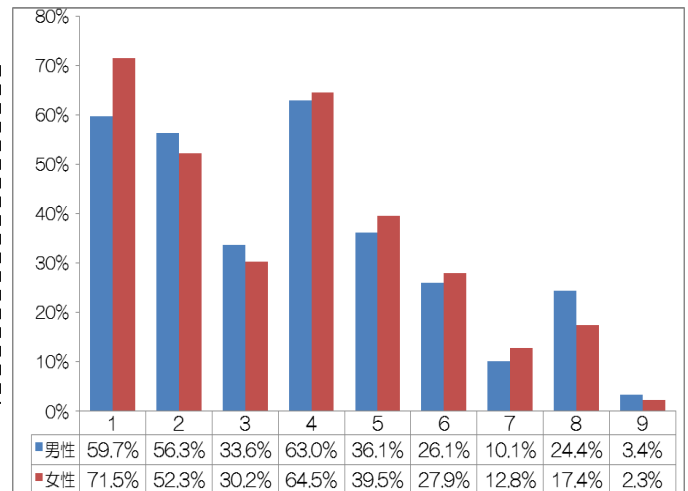
※H26 追加設問

- 1 主に男性 2 協力しあっている 3 主に女性 4 家族全員で分担
5 その他 6 該当しない 7 未記入



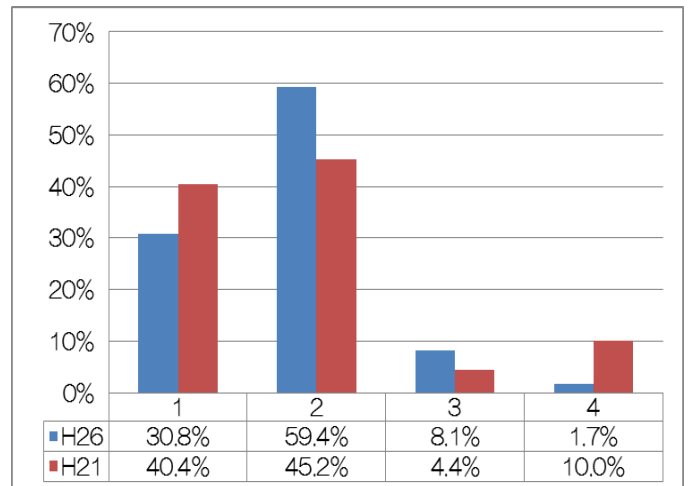
●男性が女性とともに家事、子育て、介護等に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか？（複数回答） ※H26 新規設問

- 1 家事等を行うことに対し、男性自身が抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事等を行うことに対する、女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間での話し合い
- 4 周囲の性別役割分担意識の解消
- 5 男性の家事等に対して、社会的評価を高めること
- 6 労働時間短縮や育児・介護休暇制度の普及



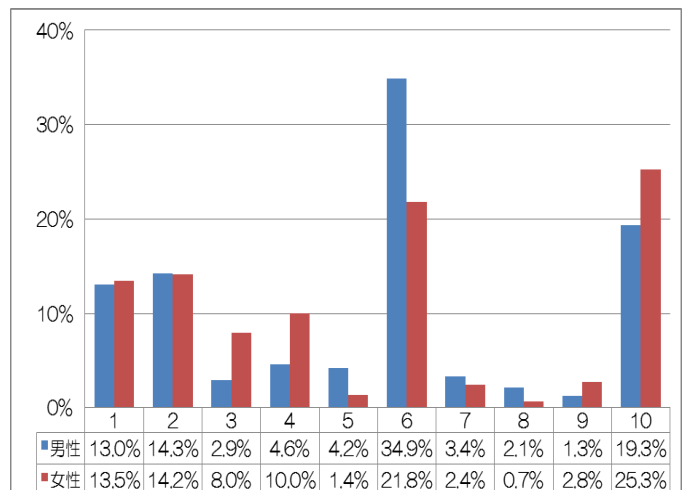
●「男らしく」、「女らしく」といった性別によるしつけや教育について、どのようにお考えですか？

- 1 男女の役割分担を考えて、男の子と女の子は区別して、それぞれの性に合ったしつけや教育をすることがよい
- 2 男の子も女の子も性による区別をせず、同じようにしつけや教育をすることがよい
- 3 その他
- 4 未記入



●あなたはどのような余暇活動や社会活動をしていますか？（複数回答） ※H26 新規設問

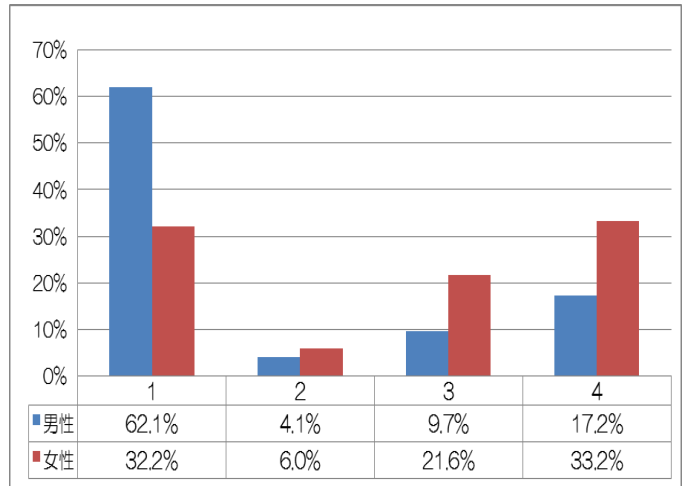
- 1 生涯学習
- 2 ボランティア
- 3 青少年育成会・PTA 等
- 4 青少年団体・女性団体・高齢者クラブ等
- 5 環境保護・消費者活動
- 6 町内会・自治会等
- 7 政治・平和・宗教活動
- 8 国際交流
- 9 その他
- 10 参加なし



●現在の町内会やPTA等の役職、議員や行政委員における女性の割合が、低い傾向にあります。これについてあなたはどのように思いますか？

※H26 新規設問

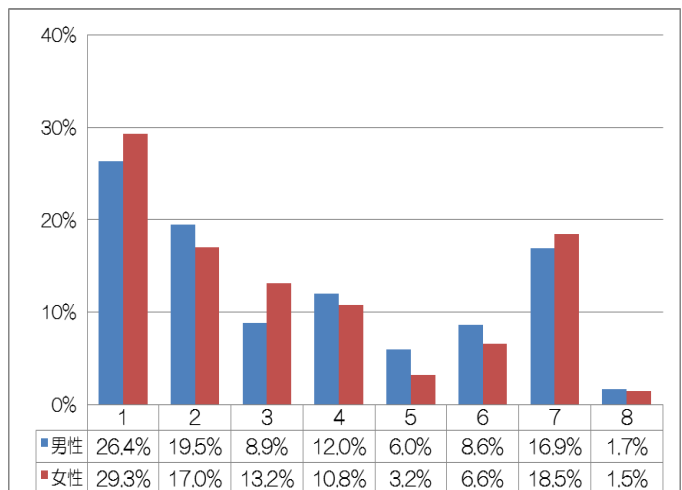
- 1 もっと女性が参加すべき
- 2 もっと男性が参加すべき
- 3 このままでよい
- 4 わからない



●問 10 の各種団体等の役職で、女性の割合が低い原因は何だと思えますか？(複数回答)

※H26 新規設問

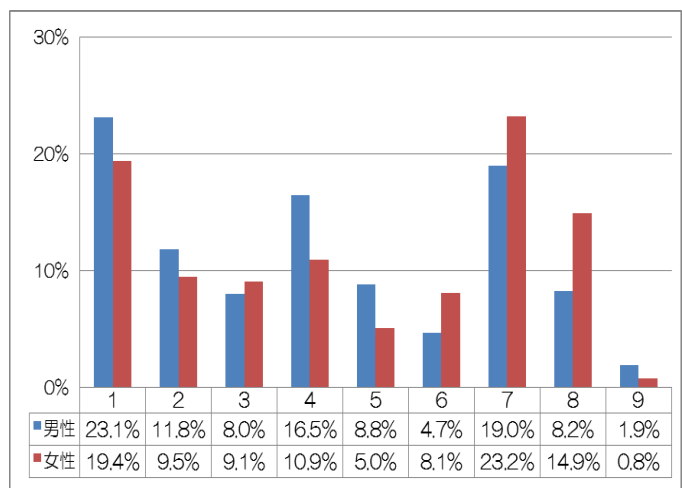
- 1 育児・家事・介護が、女性の役割となっている
- 2 古いしきたり、慣習による
- 3 労働条件に等に差別があり、経済的に自立できない
- 4 女性の能力が正当に評価されない
- 5 行政の支援が不十分
- 6 地域の人の理解不足
- 7 女性自身の積極性が不十分
- 8 その他



●男女共同参画の社会づくりのためには、どんな事が大切だと思いますか？(複数回答)

※H26 新規設問

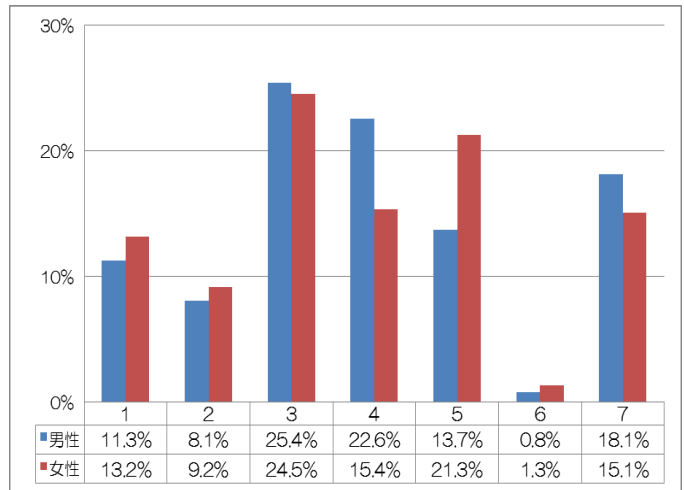
- 1 女性を取りまく社会通念、しきたりの差別や偏見を改めること
- 2 法律や制度の面での見直しを行い、女性に対する差別につながるものを改めること
- 3 女性の理解と協力を得ること
- 4 女性が積極的に社会参加すること
- 5 女性が社会の意思決定の場に参加すること
- 6 女性が経済力をもつこと
- 7 男性も家事・育児・介護等に参加すること
- 8 女性自身が意欲をもち、能力の向上を図ること
- 9 その他



●行政機関による以下の相談窓口はご存知ですか？（複数回答）

※H26 新規設問

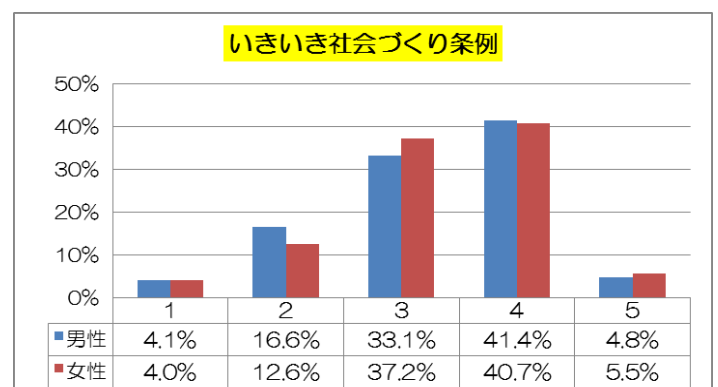
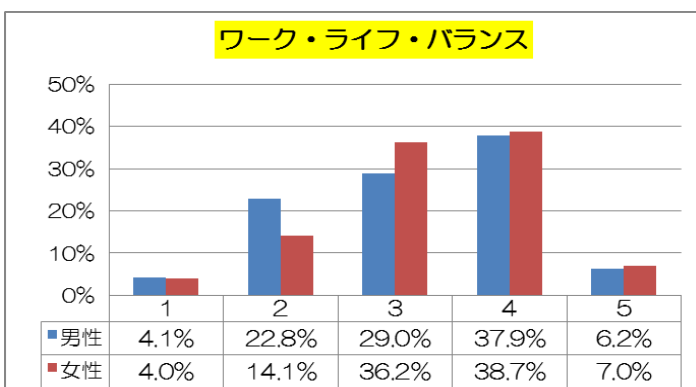
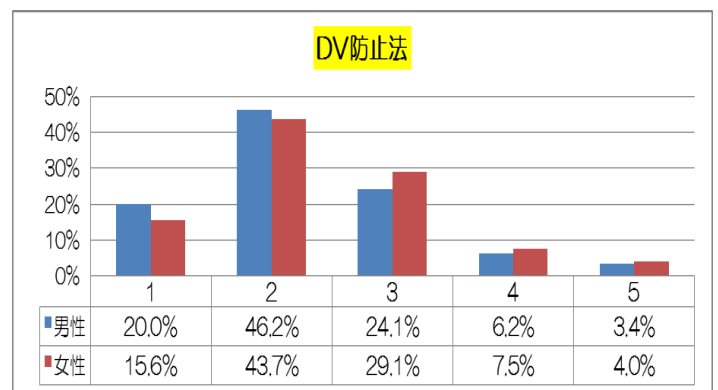
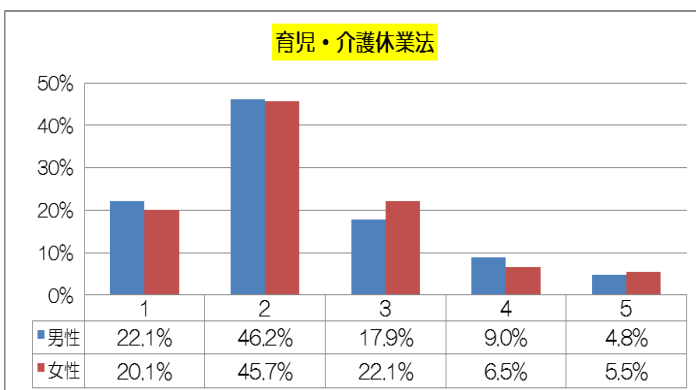
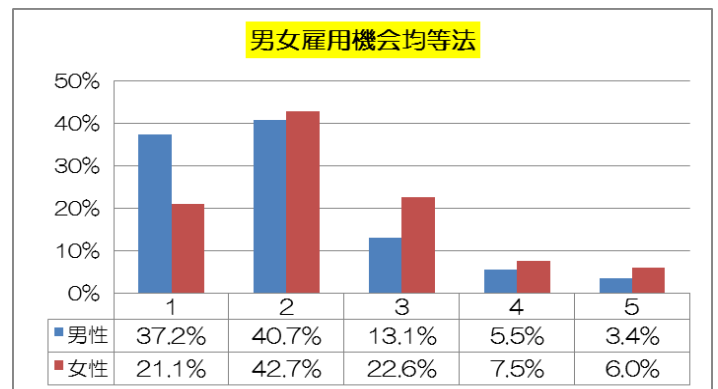
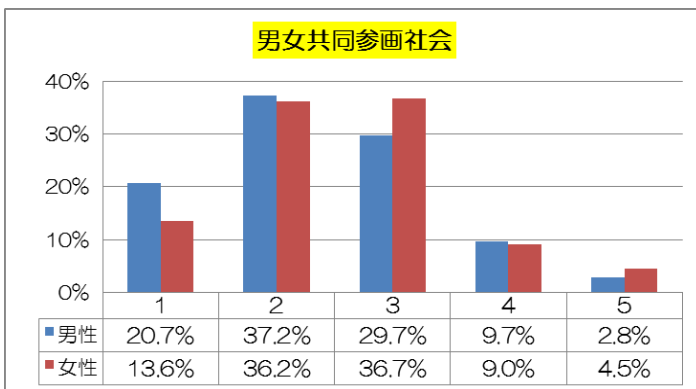
- 1 下諏訪町・サポートセンターの女性相談
- 2 長野県女性相談センター
- 3 長野県男女共同参画センターあいとぴあ
- 4 諏訪保健福祉事務所 福祉課
- 5 児童虐待・DV24時間ホットライン
- 6 その他
- 7 どれも知らない



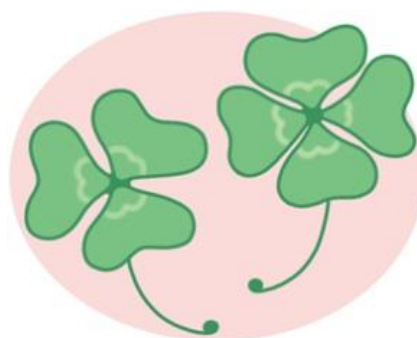
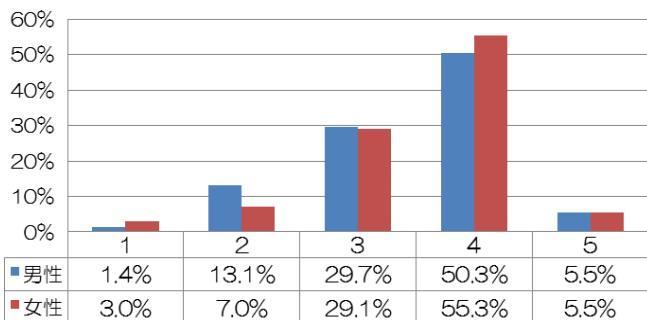
●次の言葉についてご存知ですか？

※H26 新規設問

- 1 よく知っている
- 2 少し知っている
- 3 聞いたことがある
- 4 知らない
- 5 不明



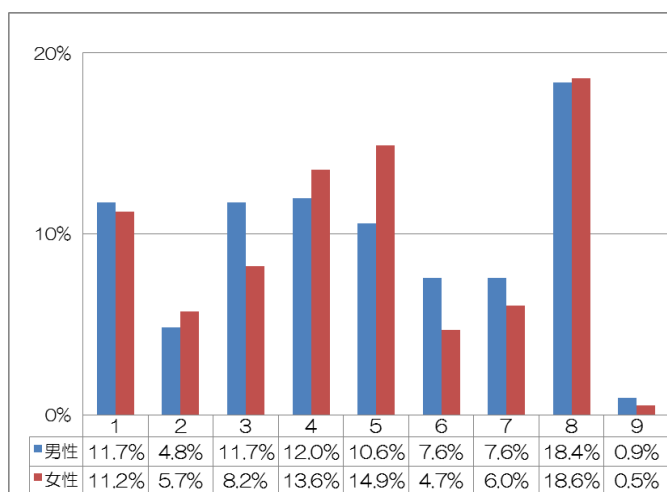
長野県「社員の子育て応援宣言！」



●男女共同参画社会推進のために、どんなことを施策として取り入れたらよいと思いますか？（複数回答）

※H26 新規設問

- 1 家庭でのよりよい家族関係づくりのための支援事業
- 2 人権教育の充実
- 3 政策方針決定の場への女性の積極的登用
- 4 女性の雇用促進
- 5 育児・介護休業制度の普及定着
- 6 社会活動への参加促進
- 7 男女共同参画に関する啓発事業
- 8 育児・介護などについての地域の取り組み



■計画づくりに携わっていただいた皆様
下諏訪町男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等
船坂俊彦	前男女共同参画審議会委員
工藤恵子	前男女共同参画審議会委員
林久美子	前男女共同参画審議会委員
下條知子	前男女共同参画審議会委員
河西清	前男女共同参画審議会委員
会長 小田切博樹	区長会(第10区区長)
宮澤英明	商工会議所青年部
副会長 山田松美	前男女共同参画審議会委員
吉澤すえ子	前男女共同参画審議会委員
武居啓太	PTA連合会長(H28年度)

しもすわ男女共同参画推進委員会委員名簿

・団体選出委員

(敬称略)

氏名	所属
委員長 篠遠毅	下諏訪町民生児童福祉委員
篠原佳代	下諏訪町PTA連合会
亀割英人	下諏訪町保育園保護者会連合会
小口満子	下諏訪町消防団女性消防隊
花岡真弓	下諏訪母親連絡会
中村喜美子	下諏訪町連合婦人会
米山善明	識見を有する者

・各区選出委員

区	氏名
第1区	中村精子 ・ 井上敏郎
第2区	谷口真由美 ・ 三井常夫
第3区	副委員長 高橋美実 ・ 鳥山昇
第4区	土田智子 ・ 望月猛
第5区	久保田美知子 ・ 小林瀧夫
第6区	中野典恵 ・ 大家正司
第7区	小沢和江 ・ 増澤昭司
第8区	西澤澄香 ・ 本山明
第9区	功刀一美 ・ 島津栄一
第10区	宮澤美智代 ・ 荒岡克宏



平成 28 年 4 月 発行

編集発行：長野県下諏訪町総務課

〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8

TEL 0266-27-1111

FAX 0266-28-1070

ホームページアドレス

<http://www.town.shimosuwa.lg.jp/>